

平成 28 年度

自己点検・評価報告書

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

平成 30 年 3 月

東京経営短期大学

目 次

1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	17
3. 提出資料・備付資料一覧	19
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	27
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	28
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	30
テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証	34
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	35
◇ 基準Ⅰについての特記事項	35
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	37
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	39
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	60
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	71
◇ 基準Ⅱについての特記事項	71
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	73
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	73
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	78
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	82
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	85
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	89
◇ 基準Ⅲについての特記事項	89
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	91
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	91
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	95
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	97
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	101
◇ 基準Ⅳについての特記事項	101

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人村田学園は、明治 42 年（1909 年）、東京神田一ツ橋通町に村田簿記学校の前身である「銀行会社事務員養成所」を設立し、以来我が国における実践的実務教育の草分けとして実績を積み重ね、平成元年に学園創立 80 周年を迎えた。これを節目に、これまで培ってきた簿記・会計の分野を中心とする実践教育の蓄積を更に発展させ、今後の社会経済に貢献する新たな高等教育を展開するべく、短期大学設置計画を推し進めた。そして平成 4 年、東京経営短期大学を開学した。

はじめは経営情報学科 1 学科であったが、平成 8 年に経営税務学科を増設（平成 14 年にビジネスマネジメント学科と改称）し、平成 17 年からは両学科を統合再編成して経営総合学科 1 学科となった。この経営総合学科は平成 16 年 9 月に（財）短期大学基準協会から「地域総合科学科」として適格認定を受けている。また、完成年度を経て達成度評価を受け、平成 20 年度に再び、「地域総合科学科」として認定された。さらに、平成 21 年 10 月には短期大学基準協会による第三者評価を受け、平成 22 年 3 月 18 日付で「適格」と認定された。平成 21 年 11 月 3 日、村田学園は創立 100 周年を迎えた。

平成 22 年度より定員削減を行い、平成 27 年度には経営総合学科の定員を 130 名とした。平成 27 年 9 月には短期大学基準協会による第三者評価を受け、平成 28 年 3 月 10 日付で「適格」と認定された。

平成 28 年 4 月からは、教育のさらなる充実、国際化に対する一層の対応を図るため、本学は、大学、短期大学、専門学校や高等学校など 11 校の設置校を運営する「学校法人創志学園」に受け継がれた。同法人が有するスケールメリットを活かした教育連携やノウハウの活用等によって、今後の発展が期待できる。平成 28 年 8 月にはこども教育学科の設置が認可された。

本学の沿革

平成 3 年	12 月	東京経営短期大学経営情報学科設置認可される
平成 4 年	4 月	東京経営短期大学経営情報学科開設 定員 150 人 学長 大山政雄氏就任
平成 6 年	4 月	学長 齋藤力夫氏就任
平成 8 年	4 月	経営税務学科開設 定員 160 人 (昼間コース 140 人 夜間主コース 20 人)
平成 9 年	10 月	電子計算機センター開設（平成 10 年度 教育研究情報センターに改称）
平成 10 年	4 月	村田照子理事長、学長を兼務
平成 12 年	4 月	留学生別科（日本語研修課程）開設 定員 40 人 教育研究情報センターを附属施設に改組 エクステンションセンター開設
平成 13 年	4 月	定員変更 経営情報学科 150 人→180 人 経営税務学科 160 人→130 人 (昼間コース 110 人 夜間主コース 20 人)
平成 14 年	4 月	経営税務学科をビジネスマネジメント学科に改称
平成 15 年	3 月	ビジネスマネジメント学科 夜間主コース廃止
	4 月	ビジネスマネジメント学科 定員 110 人

平成 16 年	6 月 9 月	改組転換のため経営総合学科の設置を申請 経営総合学科設置申請認可 経営総合学科、地域総合科学科の適格認定を受ける
平成 17 年	4 月	経営総合学科開設（定員 240 人） 大橋信定前副学長、学長に就任
平成 18 年	3 月 4 月	留学生別科廃止 学長 亀田光昭氏就任
平成 19 年	4 月	神保町ビルでの授業を開始
平成 21 年	4 月 11 月	100 周年記念事業の一環として、市川グラウンドのオールウェザー化完成 村田学園創立 100 周年を迎える
平成 22 年	3 月 4 月	財短期大学基準協会による第三者評価において適格認定を受ける 定員変更 経営総合学科 240 人→180 人
平成 24 年	4 月	学長 岡部徳三氏就任
平成 25 年	4 月	定員変更 経営総合学科 180 人→150 人
平成 27 年	4 月	定員変更 経営総合学科 150 人→130 人
平成 28 年	3 月 4 月 8 月	財短期大学基準協会による第三者評価において適格認定を受ける 学校法人 創志学園に設置者変更 学長 増田哲也就任 こども教育学科設置認可

(2) 学校法人の概要

・学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

学校法人が設置するすべての教育機関の名称等

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東京経営短期大学	千葉県市川市二俣 625-1	130 名	260 名	264 名
環太平洋大学	岡山県岡山市東区瀬戸町観 音寺 721	740 名	3,800 名	3,315 名
環太平洋大学短期大学部	愛媛県宇和島市伊吹町 421	100 名	200 名	147 名
クラーク記念国際高等学校	北海道深川市納内町 3-2-40	2,433 名	12,480 名	11,694 名
創志学園高等学校	岡山県岡山市北区下伊福西 町 7-38	210 名	710 名	684 名
日本健康医療専門学校	東京都台東区浅草橋 3-31-5	330 名	840 名	695 名
専門学校東京国際ビジネス カレッジ	東京都台東区柳橋 2-7-5	460 名	920 名	853 名
専門学校東京国際ビジネス カレッジ 福岡校	福岡県福岡市中央区平尾 1-7-1	370 名	940 名	570 名
専修学校クラーク高等学院 天王寺校	大阪府大阪市天王寺区寺田町 2 丁目 1-21	160 名	480 名	504 名
専修学校クラーク高等学院 大阪梅田校	大阪府大阪市北区堂島 2 丁目 3-29	140 名	300 名	455 名
専修学校クラーク高等学院 名古屋校	愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 11-20	105 名	315 名	466 名

(3) 学校法人・短期大学の組織図（平成 28 年 5 月 1 日現在）

短大組織図（平成 28 年 5 月 1 日現在）

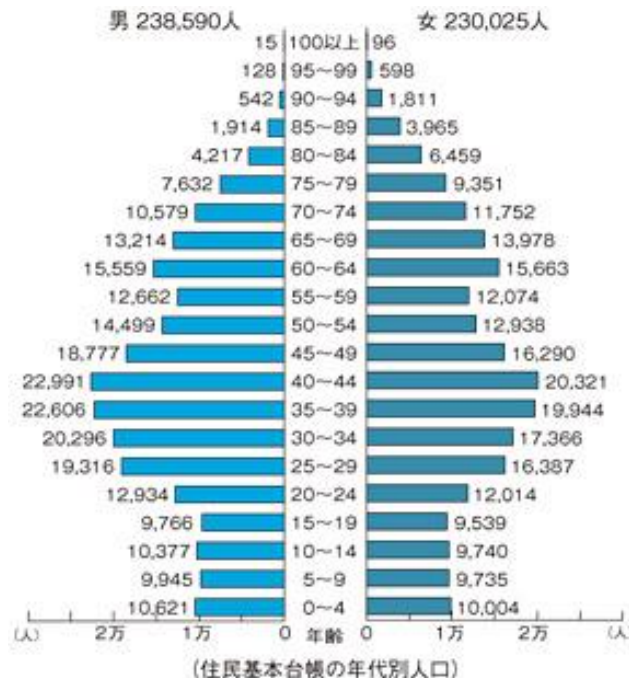
別紙

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

・立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

市川市の人口は、昭和 9 年の市制施行当時は約 4.1 万人であったが、昭和 24 年に 10 万人に達した。その後、首都近郊の住宅都市としてとくに昭和 30 年代後半から急増し、昭和 53 年まで年間約 1 万人の増加が続いたが、昭和 54 年以降は、年間 6 千～8 千人と鈍化傾向を示し、平成 20 年には約 47.3 万人となった。平成 29 年 3 月 31 日現在は、482,544 人（男：245,181 人、女：237,363 人）となっている。市川市の人口推計によれば、今後は穏やかな人口減少に転じると見込まれている。

（参考） 【千葉県市川市の人口動態表 総人口 468,615 人(平成 27 年 3 月 31 日現在) 】



(市川市公表 HP より)

市川市の 0 歳～14 歳の年少人口は、平成 7 年の 65,100 人（14.8%）から、平成 22 年には 60,438（12.8%）に減少している。一方、65 歳以上の老年人口は、平成 7 年の 40,083 人（9.1%）から、平成 22 年には 84,669（17.9%）と、15 年間で約 2 倍になり、少子高齢化が進んでいる。今後もこの傾向は進行すると予想されている。

また、常住する外国人は 14,795 人（平成 29 年 3 月 31 日現在）で、千葉県内では千葉市に次いで 4 番目に多い。国籍別にみると、一番多い国は中国で、続いて韓国・朝鮮、フィリピンの順になっている。

・学生の入学動向（過去の実績と未来の予測、学生の出身地別人数及び割合）

地 域	24 年度		25 年度		26 年度		27 年度		28 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
千葉県	57	45.3%	50	45.5%	41	33.0%	39	27.1%	30	21.9%
東京都	23	21.4%	11	10.0%	17	22.3%	12	8.3%	6	4.4%

埼玉県	4	1.7%	1	0.9%	5	2.9%	3	2.1%	2	1.5%
神奈川県	1	0.9%	1	0.9%					1	0.7%
群馬県							1	0.7%		
栃木県	1	0.9%					1	0.7%		
茨城県	1	3.4%	2	1.8%	5	4.9%	2	1.4%	2	1.5%
山梨県	2	1.7%							2	1.5%
静岡県	1	0.9%					2	1.4%		
長野県					0	1.0%	1	0.7%	2	1.5%
愛知県	1	0.9%			1	1.0%				
福島県	1	0.9%							2	1.5%
秋田県			1	0.9%						
青森県	1	0.9%	1	0.9%						
岩手県	1									
北海道									17	12.4%
新潟県			1	0.9%	1	1.0%	1	0.7%	2	1.5%
山形県							2	1.4%	1	0.7%
宮城県					1	1.0%				
京都府					1	1.0%				
島根県									1	0.7%
香川県	1	0.9%								
鹿児島県			4	3.6%	1	1.0%			3	2.2%
大分県									2	1.5%
沖縄県							1	0.7%		
一般学生 計	95	79.5%	72	65.5%	72	68.9%	65	45.1%	73	53.3%
中国	16	13.7%	28	25.5%	15	14.6%	23	16.0%	14	10.2%
台湾					1	1.0%			1	0.7%
韓国							1	0.7%	1	0.7%
ベトナム	4	3.4%	5	4.5%	12	11.7%	31	21.5%	32	23.4%
タイ										
スリランカ	1	0.9%	2	1.8%			5	3.5%	2	1.5%
ミャンマー	1	0.9%	1	0.9%	2	1.9%			1	0.7%
バングラデッシュ										
モンゴル	2	1.7%							2	1.5%
ブラジル					1	1.0%				
インドネシア			1	0.9%			2	1.4%		
ウズベキスタン									2	1.5%
ネパール			1	0.9%	1	1.0%	16	11.1%	6	4.4%
外国人留学生 計	24	20.5%	38	34.5%	32	31.1%	78	54.2%	61	44.5%
留学生以外の外国人							1	0.7%	3	2.2%
合計	119	100%	110	100%	104	100%	144	100%	137	100%

・地域社会のニーズ／地域社会の産業の状況

本学と市川市は、ボランティア活動や講義等を通じて交流を行っている。市川市は常住する外国人が千葉県で4番目に多いので、市川市国際交流協会等の市内の国際交流グループは、異文化交流やホストファミリー等の活動を継続的に展開している。市民の交流活動が地域社会に果たす役割や意義は高く、在住外国人等と相互理解を深めて交流の実績を築くことによって、地域レベルの連帯感が生まれる。本学も、積極的に参画している。

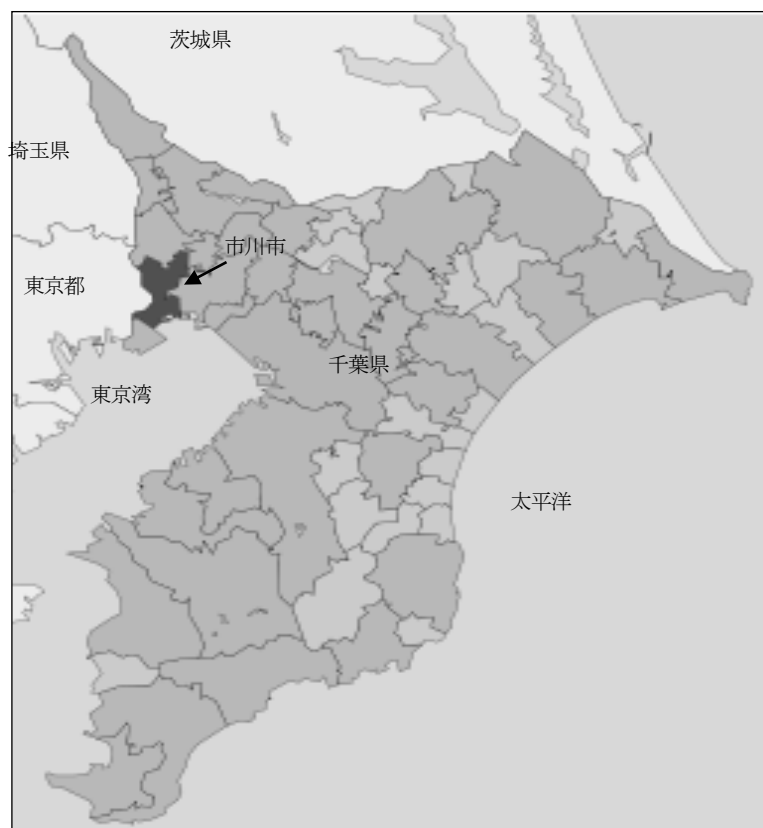
市川市は千葉県の北西部に位置し、江戸川を隔てて東京都と相対している。都心から20kmの圏内にあることから、文教・住宅都市として発展してきた。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通網の集中する位置にあり、東西方向はJR総武線と京葉線等の鉄道、東京地下鉄の東西線、その相互乗り入れをしている東葉高速鉄道のほか、京葉道路や国道14号等4路線の幹線道路がある。

北部は梨栽培等の農業が盛んで屋敷林等の緑が多く、また学園も多い文教・住宅都市である。南部は東京湾に臨み京葉工業地帯の一翼を担っていると共に、新しい都会的な住宅都市が形成されている。里海の再生を目指してきた千葉県は、平成 26 年 3 月に「三番瀬再生計画(第 3 次新事業計画)」を策定し、塩浜護岸改修事業などの再生事業を進めてきた。

市川市は「活力のあるまちづくり」の根幹となる「市川市産業振興基本条例」を平成 23 年 4 月に制定した。事業者、経済団体、行政が連携し、商店街の活性化に向け、街路灯、アーケード、駐車場等の共同施設整備や販促イベント等の共同事業等への助成を行い、産業の振興に関する施策を総合的に推進している。

本学は市川市と船橋市の境に位置するが、両市の待機児童は県内総数の 6 割を占めている。こうしたことから保育士に対する地域ニーズは極めて高いので、地域に根ざした高等教育機関として、保育需要への着実な対応が求められている。

・短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項（向上・充実のための課題）	対 策	成 果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 〔テーマ C 自己点検・評価〕 提出された自己点検・評価報告書は記載方法上の不備及び記載内容の不整合がみられたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。	自己点検・評価への組織的な取り組みの必要性を共有し、今後の第三者評価に向けたスケジュールリングを確認した。	現時点での成果は特にないが、自己点検・評価への組織的な取り組みの必要性は共有できている。
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 〔テーマ B 学生支援〕 セクシャルハラスメントに関する規程はあるが、ほかのハラスメント規程が定められていないため、規程の整備と、それに対応する体制の確立が望まれる。	設置者変更により新法人のもとで規定等の見直しをすることになっている。 年度当初に配布する教員ハンドブック等で、注意を促している。	現時点での成果は特にない。
入学者受け入れの方針は、学校概要やウェブサイト等で公表されているが、学生募集要項への記載が望まれる。	入学者受け入れの方針は、平成 29 年度学生募集要項には記載することとした。	学生募集要項に記載することで、入学者受入方針の説明は容易になった。
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 〔テーマ A 人的資源〕 東京経営短期大学自己点検・評価委員会規程に基づき自己点検・評価活動が行われ、FD・SD 活動は実施されているが、FD 規程、SD 規程が整備されていないので改善が望まれる。	設置者変更により新法人のもとで規定等の見直しをすることになっている。	現時点での成果は特にない。
〔テーマ B 物的資源〕 火災・地震対策及び防災対策について、就業規則に項目としては掲げられているが、規程は作成されていないため、規程を整備し、緊急時における防災対策マニュアルを作成することが望まれる。	毎年、学生と教職員による避難訓練を実施している。その際にマニュアルを確認すると共に、学園祭などの際にも緊急時対応を想定し、関係者に周知している。	現時点での成果は特にない。
〔テーマ D 財的資源〕 学校法人全体及び短期大学部門の収支において 3 か年支出超過が続いている。特に、短期大学部門の支出超過は増加傾向にある。平成 27 年 8 月 31 日付けで文部科学大臣より設置者変更が認可されたが、今後、移管先の学校法人と速やかに新たな収入向上方策等を計画・実施し、財務の健全化を図ることが必要である。	設置者変更により、移管先の学校法人から学長以下数名の人材が投入された。 新たに「こども教育学科」の設置が認められ、財務状況が改善される土台が築かれた。 また、1 階を中心に校舎がリニューアルされた。	こども教育学科の設置認可が 8 月だったので学生募集に苦戦したが、平成 29 年 4 月には 26 名が入学する。リニューアルした 1 階、特にパウダールームやリバティスクエアは、大変好評である。
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス 〔テーマ A 理事長のリーダーシップ〕 設置者移管という困難な現実と直面している現状において、移管が再建に向けて円滑に実施されるには、学内の活性化と一体化に向けて、理事長がより一層のリーダーシップを発揮することが望まれる。今後は、移管先法人と協同して改善及び行動計画を策定し、財務状況の改善を着実に進めるとともに、学校法人全体の管理運営体制の構築に努めることが必要である。	設置者変更により、移管先の学校法人から新学長が着任し、リーダーシップが発揮されている。毎週のように教育経営会議が開かれ、新組織による取組みと改善が強力に行われている。	平成 28 年度は、29 回の教育経営会議が開かれた。創志学園の教育理念が共有され、理事長・学長のリーダーシップが発揮され、意識改革が進んだ。

- ② 早急に改善を要すると判断される事項はない。

③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

特になし

(6) 学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率
(平成 23 年度～平成 28 年度)

学科等の名称	事項	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	備考
経営総合学科	入学定員	150	150	130	130	130	平成 25,27 年度に定員 削減
	入学者数	110	104	144	144	137	
	入学定員 充足率(%)	73	69	110	110	105	
	収容定員	330	300	280	280	260	
	在籍者数	228	212	243	243	264	
	収容定員充 足率(%)	69	70	87	87	102	

② 卒業者数 (人)

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
経営総合学科	128	99	102	97	88

③ 退学者数 (人)

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
経営総合学科	20	18	16	16	11

④ 休学者数 (人)

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
経営総合学科	9	3	2	2	2

⑤ 就職者数 (人)

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
経営総合学科	79	61	66	64	57

上記の就職者数は、留学生を除いている。

⑥ 進学者数 (人) (四年制大学への進学者数)

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
経営総合学科	9	5	1	4	4

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要 (人)

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全 体の入学定 員に応じて 定める専任 教員数〔ロ〕	設置基準 で定める教 授数	助手	非常 勤教 員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
経営総合学科	6	3	2	0	11	7		3	0	17	経済学
(小計)	6	3	2	0	11	7		3	0		

〔ロ〕							3	1			
(合計)	6	3	2	0	11	10		4	0		

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	13	—	13
技術職員	—	—	—
図書館・学習センター等の専門事務職員	1	—	1
その他職員	—	5	5
計	14	5	19

③ 校地等（㎡）

	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の 学校等の 専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面 積 (㎡) 〔注〕	在学生一人 当たりの面 積 (㎡)	備考 (共有の状況等)
校地等	校舎敷地	15,697	—	—	15,697	2,800	99.5	村田女子高等学校 及び村田女子中学 校と共用
	運動場用 敷地	—	8,489	—	8,489			
	小計	15,697	8,489	—	24,186			
	その他	—	—	—	—			
	合計	15,697	8,489	—	24,186			

④ 校舎（㎡）

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等 の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) 〔注〕	備考 (共有の 状況等)
校舎	13,524	—	—	13,524	2,350	共用なし

⑤ 教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
17	4	3	—	—

⑥ 専任教員研究室

専任教員研究室
10

⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕 (冊)	学術雑誌 〔うち外国書〕(種) 電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)

経営総合学科	40,683 [4,588]	245 [21]	—	2,250	33	—
--------	-------------------	-------------	---	-------	----	---

(注) 機械・器具は、テレビ10台、DVDプレーヤー10台、ビデオプレーヤー2台、アンプ10台、LDプレーヤー1台の計33台である。

図 書 館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	810	106 席	約 24 万 冊
体 育 館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,007	フィットネスルーム, グラウンド (全面人工芝), テニスコート (3 面)	

(8) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	本学ホームページ、学生募集要項 学生ハンドブック
2	教育研究上の基本組織に関する事	本学ホームページ
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	本学ホームページ、学生ハンドブック 学生募集パンフレット
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	本学ホームページ 学生ハンドブック 学生募集パンフレット
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	本学ホームページ、講義概要シラバス 学生ハンドブック
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	本学ホームページ 学生ハンドブック
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	本学ホームページ 学生ハンドブック
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	本学ホームページ、学生募集要項 学生ハンドブック
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	本学ホームページ 学生ハンドブック

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本学ホームページ

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

・学習成果をどのように規定しているか

本学の卒業にあたっての学習成果は「卒業認定・学位授与に関する方針」(ディプロマ・

ポリシー)として明示されている。これは、平成25年4月に教授会で決定した後、ウェブサイトで公開してきたが、平成26年度以降は学生ハンドブックでも明示すると共に、学生及び教員の双方にオリエンテーションで周知している。

東京経営短期大学で以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（経営総合）の学位を授与します。

1. 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけている。
2. 各コースにおける体系的学習とコースを横断する学際的学習を通して、実践的知識技能を身につけている。
3. 経済社会の動向に関心を持ち、修得した知識・技能・資格をもとに、問題解決に向けて行動することができる。

また、学習成果は、「学則第22条」及び「履修規程第10条」にて規定している。現行規程は平成27年度末に改正したもので、平成28年度の入学生から適用している。

成績評価	評価点	判定
秀	100点～95点	合 格
優	94点～80点	
良	79点～70点	
可	69点～60点	
再	59点～50点	再試験対象
不	49点以下	不合格
欠	欠席	追試験対象
放	評価不能	科目放棄
認	単位認定	合 格
備考 「秀」評価は評価対象者の概ね5%以内とする。		

本学では、実践的知識技能の修得のため、コースごとに推奨の資格・検定を明示して、一定の資格・検定の合格者には該当科目の単位を認定している。

・どのように学習成果の向上・充実を図っているか

本学科での学習成果は、社会人として必要な教養・実践的知識技能を身につけ、問題解決に向けて行動できることで示され、次の手法で向上・充実を図っている。

- ① 社会人基礎力を身につけることを目的としたゼミナールを2年間必修科目として配置している。ゼミナールは入学直後のオリエンテーションから始まっており、自己責任、コミュニケーション力を高めるグループ学習、学校行事の参加等のプログラムを用意し、資料の収集とまとめ、発表とディスカッション、振り返りが行われる。この評価は、ルーブリック評価法を用いた学生自身の評価だけでなく、ゼミナール担当教員の評価を加えて行われている。また、一般学生には一般教養の小テスト、留学生に

は漢字小テストが毎回実施され、その成績はゼミナール担当教員だけでなく、全専任教員によって共有されている。

- ② 本学科は、5つのコース（現代ビジネス、会計税務、医療秘書・医療事務、サービス心理、オフィス事務）を設置し、コースの専門ごとに推奨資格・検定を設置し、資格取得を奨励することで、学生自身が専門知識の技能の習熟レベルを知ることができる。
- ③ 開設されている科目の履修状況や成績状況は教務課で整理されると共に学生カルテを通じて、全専任教員で学修状況を点検できるようにしている。
- ④ 授業改善のために、全科目について学生による授業評価アンケートを実施し、その結果は担当教員に通知する。教員に対しても授業アンケートを実施し、教務委員会に提出する。教員は、自身のアンケートと学生による授業評価アンケートとに乖離がある場合は、教員は「授業の振り返り」票を学科長に提出することになっている。学科長は必要に応じて意見を聴いた上で、改善を指示することができるようにしている。
- ⑤ 平成28年度から学内塾として簿記検定の取得を支援する「村田塾」を開設し、学生の簿記検定取得を支援し、全国的な簿記大会にも学生が出場して成果を上げている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム
該当なし

(11) 公的資金の適正管理の状況

・公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する。

「東京経営短期大学 科学研究費取扱規程」、「東京経営短期大学 科学研究費旅行費取扱いに関する細則」、「東京経営短期大学における競争的資金の管理・監査実施基準」により、適正に管理されている。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成25年度～平成28年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
理事会	9人～13人	9人	平成25年4月16日	9人	100%	0人	2/2
		9人	平成25年5月28日	9人	100%	0人	2/2
		9人	平成25年6月25日	9人	100%	0人	2/2
		10人	平成25年7月16日	10人	100%	0人	2/2
		10人	平成25年8月20日	8人	80.0%	2人	2/2
		10人	平成25年9月17日	10人	100%	0人	2/2
		10人	平成25年10月22日	10人	100%	0人	2/2
		10人	平成25年11月19日	10人	100%	0人	2/2
		10人	平成25年12月10日	10人	100%	0人	2/2
		10人	平成25年12月17日	7人	70.0%	3人	2/2

		10人	平成26年1月28日	10人	100%	0人	2/2
		10人	平成26年2月18日	10人	100%	0人	2/2
		10人	平成26年3月18日	10人	100%	0人	2/2
		10人	平成26年3月31日	10人	100%	0人	2/2
		9人	平成26年4月1日	9人	100%	0人	2/2
		9人	平成26年4月8日	9人	100%	0人	2/2
		9人	平成26年5月13日	9人	100%	0人	1/2
		9人	平成26年5月27日	9人	100%	0人	2/2
		9人	平成26年6月24日	8人	88.9%	1人	2/2
		9人	平成26年7月15日	9人	100%	0人	2/2
		9人	平成26年8月5日	8人	88.9%	1人	2/2
		9人	平成26年8月26日	9人	100%	0人	2/2
		9人	平成26年9月16日	9人	100%	0人	2/2
		9人	平成26年10月28日	8人	88.9%	1人	2/2
		9人	平成26年11月18日	9人	100%	0人	2/2
		9人	平成26年12月9日	9人	100%	0人	2/2
		9人	平成27年1月20日	8人	88.9%	1人	2/2
		9人	平成27年1月27日	9人	100%	0人	2/2
		9人	平成27年2月17日	9人	100%	0人	2/2
		9人	平成27年2月23日	9人	100%	0人	1/2
		9人	平成27年3月3日	9人	100%	0人	1/2
		9人	平成27年3月17日	7人	77.8%	2人	2/2
		9人	平成27年3月25日	7人	77.8%	2人	0/2
	7人	7人	平成28年5月19日	6人	85.7%	1人	3/3
		7人	平成28年7月22日	5人	71.4%	2人	3/3
		7人	平成28年11月11日	6人	85.7%	1人	3/3
		7人	平成28年12月15日	7人	100%	0人	3/3
		7人	平成29年3月9日	6人	85.7%	1人	3/3
		7人	平成29年3月9日	6人	85.7%	0人	3/3
評 議 員 会	19人～ 27人	21人	平成25年5月28日	21人	100.0%	0人	2/2
		21人	平成25年6月25日	21人	100.0%	0人	2/2
		21人	平成25年9月17日	19人	90.5%	0人	2/2
		21人	平成25年12月10日	20人	95.2%	0人	2/2
		21人	平成26年2月18日	20人	95.2%	0人	2/2
		21人	平成26年3月18日	20人	95.2%	0人	2/2
		20人	平成26年5月27日	20人	100.0%	0人	2/2
		20人	平成26年8月26日	20人	100.0%	0人	2/2
		20人	平成26年12月9日	20人	100.0%	0人	2/2

		20人	平成27年2月17日	20人	100.0%	0人	2/2
		20人	平成27年3月17日	20人	100.0%	0人	2/2
		21人	平成26年3月18日	20人	95.2%	0人	2/2
		20人	平成26年5月27日	20人	100.0%	0人	2/2
		20人	平成26年8月26日	20人	100.0%	0人	2/2
		20人	平成26年12月9日	20人	100.0%	0人	2/2
		20人	平成27年2月17日	20人	100.0%	0人	2/2
		20人	平成27年3月17日	20人	100.0%	0人	2/2
	15人	15人	平成28年5月19日	13人	86.7%	2人	3/3
		15人	平成28年7月22日	11人	73.3%	4人	3/3
		15人	平成28年11月11日	12人	80.0%	3人	3/3
		15人	平成28年12月15日	15人	100.0%	0人	3/3
		15人	平成29年3月9日	13人	86.7%	2人	2/3

(注) 設置法人の変更により、平成28年4月からは学校法人創志学園の理事会・評議員会の状況である。

(13) その他

上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。
特になし

2. 自己点検・評価の組織と活動

・自己点検・評価委員会

本学の自己点検・評価委員会のメンバーは以下のように構成されている。
(平成28年度)

学長	学科長	事務局長	教務委員長	図書館長	総務部長	学長指名者
1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名

・組織が機能していることの記述

平成28年4月に設置法人の変更により、新学長のリーダーシップのもとで頻繁に教育経営会議が開催されている。教育経営会議は学長の諮問機関であり、学長、副学長、学長補佐、学科長、事務局長、その他の必要な職員から構成される。テレビ会議により教育経営会議には法人管理部長も参加している。また、学科会議も毎週のように開催されている。各種員会は、教育経営会議の下に組織されている。

自己点検・評価委員会は、学長直轄の組織として独立し、自己点検・評価においては全学的な中枢として機能している。同委員会から、各種委員会、短大事務局、附属機関（教育情報センター）だけでなく、法人管理部とも連携体制をとって、全学的な点検を行い、改善に努めている。

これらの一連の取り組みは、学長のリーダーシップの下に行われてきたが、ALO担当者から短期大学基準協会等の関連団体や他大学の情報等の学内周知と共有も行われた。平成28年度は、12月と3月に研修会を実施した。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

基準Ⅰの自己点検・評価の概要

東京経営短期大学の建学の精神は、村田学園の精神である「有算者勝」を継承し、時代の流れを的確に察知する洞察力と、緻密な計画や強い信念をもって事にあたる実践的知識技能を有する有為な人材を育成し、もって社会に貢献することである。

上記の文章は「学生ハンドブック」等で明確に明文化され、学生・教職員の間で共有されている。また、学外に対しては、本学のホームページや「入学案内」「学校概要」で示されている。また、専任教職員には毎年4月1日の教職員会合で、また当日の非常勤講師への教務連絡会でも確認されている。

本学としてのアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、学科毎によるカリキュラム・ポリシー（教育課程編成の編成方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する）の3つのポリシーについても当日の両会合で確認をしている。

教育目的・目標の実現のため、経営総合学科では建学の精神を具現化する学修成果として学科内の5つのコースごとに資格検定取得を推奨し、これを教育の質の保証に繋げている。また、こども教育学科では、保育士資格と幼稚園教諭免許の取得を目指し、現場力を高めるための実習を数多く用意している。

学生に求める学習成果は学則に明確に規定されており、年度ごとの学習成果は各年度の卒業生の「資格取得状況」、「就職率」、「単位取得状況」、「各授業における成績評価」に基づいて量的・質的データとして把握している。さらに、学期の中間と終わりに実施している「学生による授業評価アンケート」と前・後期ごとに実施する「教員による授業の自己点検票」によって授業の自己分析を励行し、教員の教育力の向上に努めると同時に、次年度への改善に役立て、教育の質保証に向けた改善を図るためのPDCAサイクルを機能させている。また、FD活動で総合評価として学生の教育満足度を共有化している。アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の編成方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する）の3つのポリシーについても当日の両会合で確認をしている。

ただ、建学の精神は、学生に共感を持って受け入れられづらい面もあり、日頃の学習成果や資格検定試験の学習を例に理解を深めるように計画している。

教育目的・目標の実現のためディプロマ・ポリシーが規定されているが、本学では建学の精神を具現化する学修成果として学科内の4つのコースごとに資格検定取得を推奨している。これが教育の質の保証に繋がることになる。そのために、PDCAシステムを整備している。シラバスには各科目の目的と到達目標を示し(Plan)、随時学生の学習成果を試験、レポート、取り組み状況等で測定している(Do)。「教員による授業の自己点検票」を前・後期ごとの実施し、学生による「授業評価アンケート」との整合性を確認し(Check)、授業の自己分析を励行し、教員の教育力の向上に努めている(Action)。また、FD活動で総合評価として学生の教育満足度を共有化している。

テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神

[基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している。]

(a) 現状

東京経営短期大学の開設にあつては、「村田学園」の創立者、村田謙造の学園創始の精神

に基づき、「近代的経営の根幹は経理事務の充実であり、『経理の道』は国民常識としてあまねく普及されなければならない」の信念のもとに、『有算者勝』を掲げ、実社会において役立つ、簿記・会計・珠算・税務に関する知識技能を有する有為な人材を育成し、我が国の発展に寄与しようとしたものである。

平成28年4月からは、教育のさらなる充実と国際化に対する一層の対応を図るため、「学校法人創志学園」に受け継がれ、『挑戦と創造の教育』に基づき、これからの社会生活に必要な幅広い教養と創造的な能力を培うとともに、多様な職業に共通する実的な知識・技術を身に付けさせることにより、地域社会、産業社会に有為な人材を育成することを目的としている。

これを受け、本学の目的が学則第1条に示されている。

学則第1条 本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな創造的能力を涵養するとともに、実際の職業に必要な専門的能力を有する人材を育成することを目的とする。

建学の精神・教育理念については、ホームページや各種印刷物等で、以下のように示している。

東京経営短期大学の建学の精神は、学校法人創志学園の精神である「挑戦と創造の教育」に基づき、常に自分自身で志を立て、自らで考え、行動を起こして志を実証していくことで、大きく成長できる人間となることをめざします。「創志」とは、立志と行動への問いかけであり「夢・挑戦・達成」の繰り返しを「創志という生き方」の行動指針としています。ゆえに、深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな創造的能力を涵養するとともに、実際の職業に必要な専門的能力を有する人材を育成することを教育理念としています。

毎年度学生に配布する「学生ハンドブック」、教職員に対しては、「教員ハンドブック」に「建学の精神・教育理念」を掲げ、学生に対しては入学前ガイダンスやオリエンテーションにおいて、教職員に対しては、4月1日の教職員会合において、学長からの確認がなされている。非常勤講師に対しても、同日に行われた教務事項連絡会で建学の精神・教育理念について、資料を配布し説明している。

学外に対しては、不特定対象者向けにはホームページ、資料請求者や学校見学者には「入学案内」、来客者・求人企業用の「学校概要」で明らかにしている。

(b) 課題

設置法人変更により、ゼミナールや学内行事・資格取得の奨励等における指導を通して繰り返し周知を図っているが、現状で満足する学生も多くみられることから、さらに浸透させるための対策を講じる必要がある。

基準 I-A 建学の精神の改善計画

「建学の精神」と、カリキュラム等の教育プログラムとの関連性を明確にする。

行動指針としての「夢・挑戦・達成」の理解に向けて、資格検定試験対策の充実をあげ、資格取得を奨励する計画である。

テーマ 基準 I-B 教育の効果

[基準 I・B・1 教育目的・目標が確立している。]

(a) 現状

経営総合学科の教育目的・目標は、以下のように明示されている。

2 年間の完成教育を掲げ、これからの社会生活に必要な幅広い教養と創造的な能力を培うとともに、経営、経理、情報、税務、医療秘書、販売等に関連する多様な職種に必要とされる実践的な知識・技術を有する人材を育成する。

これからの社会生活に必要な幅広い教養を培うとともに、多様な職業に共通する実践的な知識・技能を身に付けさせることにより、地域社会、産業社会に有為な人材を育成する。

上記の教育目的・目標は、建学の精神の中の「時代の流れを的確に察知する」の部分、及び、「実践的知識技能を有する有為な人材を育成し、もって社会に貢献する」の部分をも具体的に示したものである。

経営総合学科の教育目的・目標は、「2 年間の完成教育」の部分において 2 年間で確実に学習成果をあげることを宣言し、学習成果の内容は具体的に「幅広い教養」、「創造的な能力」、「経営、経理、情報、税務、医療秘書、販売等に関連する多様な職種に必要とされる実践的な知識・技術」と明記している。

「経営、経理、情報、税務、医療秘書、販売等」のさらに具体的な学習成果については、経営総合学科に 5 つのコースを設け、コースごとの教育目標を掲げることにより明示している。

学科の教育目的・教育目標はホームページ及び「入学案内」に示し、学内外に表明している。学生に対してはオリエンテーション時に学長、学科長から確認している。また、コースごとに具体化した教育目的・教育目標を「学生ハンドブック」に示している。教職員に対しては、「学校概要」に記載し、周知している。

経営総合学科は、ほぼ毎年のようにカリキュラム改正を継続的に進めた。学生の勉学志向に合わせた総合的な履修方法であるバイキング形式から 5 コースを設定し、専門科目の見直しを行った。カリキュラムは教務委員会で検討され、教授会の審議を経た後、理事会で承認され確定する。カリキュラムの変更にあたっては、学科の教育目標・教育目的にそっているかどうか検討されて、現在のものになっている。

(b) 課題

コース特性を強調するコース選択必修等があるため、履修が複雑となっている。

設置法人の変更により新学長を迎え、抜本的な改革に向けて動き出している。

[基準 I・B・2 学習成果を定めている]

(a) 現状

学習成果は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき規定されているが、建学の精神の基となっている「有算者勝」を具現化する学習成果として、本学では資格取得を奨励している。

学科の教育目的・目標に掲げられた「幅広い教養」、「創造的な能力」、「経営、経理、情報、税務、医療秘書、販売等に関連する多様な職種に必要とされる実践的な知識・技術」等の学習成果は、各コースが 2 年間で取得すべき資格として具体的に示されている。

学生一人ひとりの資格・検定結果は、学務部学生課の担当者によってデータベース化さ

れ、教職員がデータを共有することで、学生の資格指導体制を強化している。また、本人の承諾を得て、学内掲示板に合格者名を発表し、学生のより一層の向学の一助としている。合格率は、ホームページでも公表されている。

なお、推奨する資格は、専任教員だけでなく非常勤講師の意見も聴取して、定期的に教務委員会で点検している。

また、本学の学則には、卒業に必要な単位数として必修科目および選択科目とを併せて 62 単位以上を修得することが定められている。さらに、単位の認定には、当該科目の開講時間数の 3 分の 2 以上の授業に出席して試験に合格することが条件となっており、試験等による評価は「秀」、「優」、「良」、「可」、「再」をもって表し、「可」評価（60 点）以上を合格とすると定められている。

(b) 課題

目標に掲げた学習成果へ導くためには、カリキュラムの工夫が必要である。また、資格取得とともに人間としての成長という目標を実現するための方策も具体的な形で示されなければならない。

不合格となるような試験に慣れていない学生もいるので、全体授業だけでは合格しない学生に対しては、個別指導をすることもある。また、教職員が情報を共有し、諦めないでチャレンジするように励ます努力も行っている。

[基準 I・B-3 教育の質を保証している。]

(a) 現状

本学は、文部科学省および厚生労働省からの通達、学校教育法、児童福祉法、短期大学設置基準等の関係法規の変更を適宜確認して法令遵守に努めている。また、日本私立短期大学協会、千葉県私立短期大学協会に加盟し、定期総会等に積極的に参加して情報の収集にあたり、学内では教育経営会議ならびに各学科会議を通して情報の周知を図るとともに、教育課程の改善等に役立てている。

教育の質保証に関しては、主に FD 活動とゼミナールに関連して実施されるプログラムに対する感想文やアンケートを通して、教育の内容・方法と授業改善を研究している。なお、学生による授業評価アンケートは、前期末と後期末の年 2 回継続的に実施され、個々の授業改善に役立られている。

なお、平成 23 年度より『講義概要』（シラバス）では、PDCA システムを整備している。シラバスには各科目の目的と到達目標を示し(Plan)、随時学生の学習成果を試験、レポート、取り組み状況等で測定している(Do)。「教員による授業の自己点検票」を前・後期ごとの実施し、学生による「授業評価アンケート」との整合性を確認し(Check)、授業の自己分析を励行し、教員の教育力の向上に努めている(Action)。また、FD 活動で総合評価として学生の教育満足度を示している。

これまでの PDCA システムでの Check と Action は、個々の教員に委ねられていた。しかし、チェックとアクション体制を整えるため、平成 25 年度の FD 活動では、学生による「授業評価アンケート」と「教員による授業の自己点検票」との乖離状況を「授業の振り返り」として考察し、学科長にその提出を課した。また、平成 26 年度 FD 活動からは、

各教員の授業方法や工夫についての発表を課し、教員の教育力の向上に努めている。

(b) 課題

教育の質保証のための手段の一つとして教員の人事評価が挙げられるが、設置法人の変更により新たな局面に入ったいえよう。学生による授業評価アンケート及び教員による授業の自己点検票による授業振り返りを中心に教育力の向上に務めているが、科目によっては履修者が数名の場合もある。学生による授業評価では、無記名であるにもかかわらず、回答者が特定できる場合があるので、学生と教員の関係性が懸念される場合がある。

本学を卒業した学生が、就職した企業や編入先の大学等で建学の精神と整合性がある取り組みをしているかどうか、学修成果をいかに発揮し、社会からどのように評価されているのか、多角的な視点による点検を平成 26 年度より開始したばかりである。効果的な聴取方法を模索しながら、継続する。

教員の研究成果や研究実績が、教育現場だけでなく社会でどのように還元されているかを評価すると共に、教育と研究を通じて社会の活性化に繋がる仕組みを構築する必要がある。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の方法の検討は、急務である。

基準 I-B 教育の効果の改善計画

平成 26 年度以降の FD 活動を推し進め、教員相互による授業参観と教育手法の公開等、今後にかかる改善方法を継続的にを行い、PDCA のサイクルに活かす計画である。

教員の研究成果や研究実績をホームページ上でも公開し、教育と研究を通じた社会貢献を推し進める。

卒業生の学修成果や社会からの評価については、キャリアセンター、キャリア塾、進路委員会と協力して把握する努力を続けて、教育の質を点検して行く。

テーマ 基準 I-C 自己点検・評価

[基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。]

(a) 現状

東京経営短期大学学則第 2 条第 1 項には、「本学は教育水準の向上を図り、その目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う」と規定されている。本学の自己点検・評価活動の組織として、学則第 2 条に基づいた自己点検・評価委員会規程により、自己点検・評価委員会が設置されている。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価報告書、教員研究業績報告書及び教員個人調書履歴書の作成、学生による授業評価アンケートや卒業生アンケートの実施・分析・公表、教員による自己点検の実施・分析・公表、FD・SD 懇談会の実施等について審議し、各部署の協力のもと自己点検・評価活動を展開している。

(b) 課題

自己点検・評価活動のうち、第 3 者評価で指摘されたとおり、FD 規程、SD 規程、外部評価規程が未整備である。設置法人の変更により新体制が動きだし、法人本部からも指摘

を受けているが、対応が追い付いていない。

学生による授業評価アンケートでの学生の意見・要望については、自己点検・評価委員会が作成した回答を学生に公表しているが、今後は、関係部署が回答を作成することで、全教職員の関与の割合が一層高まると思われる。自己点検・評価の成果の活用については、未だ不十分な面がある。

現在年2回実施されているFD・SD懇談会は、専任教職員によってのみ実施されている。持ちコマ数の多い非常勤講師や選択必修科目等を担当する非常勤講師もいるので、そうした非常勤講師が参加できる体制を整える必要がある。

基準Ⅰ-C 自己点検・評価の改善計画

自己点検・評価活動の「FD 規程」、「SD 規程」、「外部評価規程」の規程を整備する計画である。

選択必修科目等を担当する非常勤講師にも、FD 懇談会への参加を呼びかける。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

学生ハンドブック、大学案内、ホームページなどに「建学の精神」・「教育理念」・「教育目的」・「教育目標」「アドミッションポリシー」「カリキュラムポリシー」「ディプロマポリシー」をまとめて掲載している。建学の精神に基づいた教育理念・理想を達成するため、今後も学内外への表明の方法とその達成を評価する方法について検討が必要である。

平成 26 年度より本学を卒業した学生及び就職企業へのアンケート調査を開始したが未だ十分とは言えない。就職後の職場で本学の建学の精神と整合性がある取り組みをしているかどうかを含め、多角的な視点による点検を継続的に取り組まなければならない。

◇ 基準Ⅰについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

特になし

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

基準Ⅱの自己点検・評価の概要

本学における教育課程と学生支援に対する現状と課題は以下の通りである。

平成4年の開学以来および設置法人の変更後も、「建学の精神」に掲げる人材の育成を目指し、教育の理念、教育の目的・目標のもと、教育に取り組んできた。そして、平成 25 年に、時代に促したより実施的な教育の提供のために、3つのポリシーを整備し、各種媒体やガイダンス、説明会を通して周知されている。

これらポリシーについては、継続的に見直しが行われ、種々のアンケート結果を参考にしながら、カリキュラムや授業の改善に活かされているが、受験生の獲得に対して厳しい状況が続いていることから、種々の調査をもとに継続的な検討が必要と考える。

多様化する学生を考慮して、1・2年次のゼミナールを見直すとともに、カリキュラム

の可視化をはかるためのカリキュラムマップの策定や成績評価の標準化を検討しなければならない。

また、教育の質保証や学生支援のための教職員の能力向上については、FD・SD活動を通して取り組んでいる。特に経営改善の状況から、ハード面での充実を、教職員による創意工夫と使命感によって補い、学修環境や支援サービスの向上が図られていることもあり、FD・SD活動の充実とともに、非常勤講師やパートタイムの職員もFD・SD活動へ積極的に参加できる体制を整えることが課題である。

教育においては、入学前の事前学習やオリエンテーション、ゼミナールによって、短期大学の学修への転換を円滑に行えるようにしている。また、科目特性にあわせて、能力別、難易度別に科目を開講する事により、学力に対応した指導を行っている。さらに、コース毎に推奨する資格を定め、資格取得と授業を直結させたカリキュラムを取り入れ、顕彰の対象としている。

学習成果の内、知識や技能についてはコースごとに示される資格・検定の合格率によって把握できるが、実質的な価値については検証を要する。

学生の健全育成に資するため、ゼミナール担当教員においては、クラス担任としての役割を持ち、様々な学生指導を行えるようにしている。また、学科会議を通して組織的に活動できるよう対策を講じている。事務職員においても、それぞれの業務遂行の過程での学生対応については、社会人育成の観点からの助言・指導をこれまで以上に徹底している。

学生の進路支援では、キャリアセンター、キャリア塾、ゼミナール担当教員が当たる他、ハローワーク職員にも学内での就職支援業務を依頼している。また、安心して進路決定から活動に臨めるようなカリキュラムを編成し、対応する授業科目を配置している。しかし、基礎学力の不足する学生への対応や進路の希望が定まらない学生、教職員の呼びかけに応じない学生が若干見受けられる。また、留学生については、非漢字圏出身者が増加する傾向にあり、日本での就職希望も増えていることから、教職員による総合的な対応が求められているが現実的には困難な課題となっている。

就職直後の離職者をなくすため、就職先の企業の求人内容を把握し学生への情報を的確に伝える事が課題である。卒業後の修学に対する満足度調査や企業アンケートを充実し、受験生獲得の厳しい状況を踏まえて、教育課程全体の見直しと社会から支持される短期大学のあり方をさらに検討する。

限られた人員と設備を補うため、教職員のFD、SD活動の充実と、非常勤講師や事務職員との協力体制を密にする。また、事務職員については、業務が担当者に左右されないように、標準化と可視化を進め、限られた人員でも業務が遂行できるよう合理化を計る。とりわけ、非漢字圏の言語や文化に通じた職員の配置が急務である。

入試の時期や居住地によって異なってしまう新入学生に対する入学前の事前学習や情報提供に対して十分な対応を行うため、課題や情報発信の頻度を高める。また、留学生に対しては、受験後の動向を調査し、事前学習の実施について検討する。

テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程

[基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

(a) 現状

設置法人変更に伴い平成 28 年度から新しい建学の精神に基づいて、3 つのポリシーが位置付けられている。「これからの社会生活に必要な幅広い教養と創造的な能力を持ち、経営、経理、情報、税務、医療秘書、販売等に関連する多様な職種に必要とされる実的な知識・技術を身につけている」という学習成果を示し、加えて、本学の 5 つのコースでは、それぞれの専門分野で就職に直結した資格試験合格をサポートし、取得をめざす資格・検定目標を設定しているが、特に資格取得については卒業要件としていない。

「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は、本学の培ってきた社会的に通用する実学教育の成果を基に、「建学の精神」による目指す社会的貢献を果たすために学生の習得すべき能力を明示している。

東京経営短期大学で以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（経営総合）の学位を授与します。

- 1 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけている。
- 2 各コースにおける体系的学習とコースを横断する学際的学習を通して、実践的知識技能を身につけている。
- 3 経済社会の動向に関心を持ち、修得した知識・技能・資格をもとに、問題解決に向けて行動することができる。

卒業の要件については、学則第 22 条及び第 26 条により 66 単位（平成 22 年度より）の取得としている。また、5 つのコースに「コース選択必修単位 18 単位以上」（履修規程第 8 条）の規程を設け、各コースにおける専門知識・技能の学習成果に対応させている。

開学以来、資格取得・実学系の短期大学として、教養系科目を充実させて教育を行ってきており、多方面にわたる就職実績や有効求人数から、本学における学修は広く社会から評価されている。

成績評価の基準については、学則及び試験規程に定め学生にも示しているが、評価基準を見直し、平成 25 年度入学生より、「優」の上位評価として「秀」を置くこととした。また、学則 24 条から 26 条で認定される科目の評価として「認」を置きこと、不合格者の表記についてもその理由がわかるように表記することとした。学則 23 条により、「秀・優・良・可・再・不・欠・放」をもって評価し、「可」以上を合格としている。また、試験規程第 7 条により、秀（100～95 点）、優（94～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）、再（59～50 点）、不（49～0 点）、欠（試験未受験）、放（出席不足）としている。成績の評価方法については、試験規程に基づいて科目に応じて適宜講義概要（シラバス）に明記された基準に基づいて評価し、決定している。

講義概要（シラバス）には「成績評価の方法・基準」という項目を設け、何が評価の対象となるか特定しているが、評価基準については、「達成目標・到達目標」の項目を設けることで授業担当教員に委ねている。

本学の経営総合学科卒業による「短期大学士（経営総合）」の学位は、学校教育法第 104 条 3 項に基づき、東京経営短期大学学則第 26 条、第 27 条、第 28 条によって授与している。これらのことは、学生ハンドブックや講義概要（シラバス）、4 月のオリエンテーションを通じて周知している。

教育理念や教育目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）・教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）とそれに伴う入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

等、社会情勢の変化、社会的ニーズを踏まえ、法令に照らしながら、自己点検・評価委員会、教務委員会、学科会議、教育経営会議で検討し、必要に応じて学長に上申することとしている。

(b) 課題

学修成果の判定基準については、学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーに基づく到達目標・達成目標としての指標を基準としており、資格取得による学修成果の確認はできるものの、質的判定のための明確な基準はない。そのために、本学の求める能力を評価する基準と方法を策定しなければならない。

[基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

(a) 現状

本学の教育課程編成・実施の方針は、カリキュラム・ポリシーとして、「建学の精神と教育理念」、「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」とともに学生ハンドブックに明記されている。この「教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）」は「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」対応していると同時に、学科およびコースの学習に対応する授業科目を体系的に編成している。また、成績評価は教育の質保証に向けて厳格に対応している。今後は、引き続き本学の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」が学習成果に十分対応したものとなっているか検証する必要がある。

経営総合学科の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」は、ハンドブックに以下のように規定されている。

《経営総合学科》

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

東京経営短期大学では、建学の精神と教育理念に基づき、経営総合学科に「医療秘書・医療事務」「サービス心理」「現代ビジネス」「会計税務」「オフィス事務」の五つのコースを設置し、以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成しています。

1. 基本的な学習能力と多様な基礎知識を身につけるために、すべての学生が履修する「共通必修科目」のほかに、「共通選択必修科目」と「共通選択科目」を設ける。
また、専門的な知識や技能を体系的に学ぶために「コース選択必修科目」を設ける。
2. 少人数制のゼミナールでは、社会人として必要な人間力の育成や進路支援などをきめ細やかに行うと共に、進路支援科目と連携してキャリア支援プログラムを実施する。
3. 広い視野と創造的能力を培うために、所属するコース以外の科目を自由に選択・履修できるものとし、進路選択に関連した資格の取得を奨励する。

本学の教育課程編成・実施の方針は、ディプロマポリシーに示された3つの能力を身につけるために、学問領域を横断的に履修して短期大学士としての教養を養うとともに専門科目の学習のための基礎学力を養うことを目的とした「基礎教養科目」と、各種の資格取得を目指す専門的能力を身につけるための「専門科目」から構成されている。したがって、

本学の教育課程は学位授与の方針に対応するものとなっている。

[基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

(a) 現状

本学の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、学生募集要項や入学案内とホームページに「求める学生像」として、以下のように記載されている。

《経営総合学科》

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

経営総合学科では、本学の建学の精神と教育理念に共感し、自ら考え行動しようとする学習意欲が高い学生を求めています。

【求める学生像】

1. 自ら考え行動する意欲を持った人
2. 将来の夢を持ち、その実現に向けて努力できる人
3. 社会人としての基礎力と、職業人としての実務能力を身につけたい人

本学では、「夢・挑戦・達成」の行動指針に基づき、学生が学修を通してこれらの能力を身につけることを学習成果とみなしている。

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、入学後の2年間で着実に学習成果を上げる学生を受け入れる内容のものであり、オープンキャンパスでは、全体の入試説明や個別相談の場において繰り返し説明している。

本学の入学者選抜試験は、指定校入試、推薦入試、AO入試、一般入試、留学生入試の5つの選抜方法で実施し、いずれの試験も入学者受け入れの方針に基づいて、単に受験生の知識の有無を問うだけでなく、思考力・判断力・表現力等の潜在的可能性を評価できるように、面接を重視した試験となっている。

このようなことから、本学ではすべての入学者選抜試験（指定校、推薦、AO、一般入試）において面接を課している。面接は、学長による集団面接と専任教員による個人面接が行われる。面接時には、学習意欲と卒業後の進路を必ず問い、アドミッション・ポリシーに合致しているかの確認をしている。

入学者の多くは、各種推薦入試、AO入試の学生が多いこともあり、出身学校からの調査書を通して、入学前の学習成果を把握している。

(b) 課題

少子化の影響を受け、受験生の獲得に対して厳しい状況が続いている事を踏まえ、入学動機と2年間の学習成果の把握・評価及び卒業後の本学での修学の満足度を総合的に点検して、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の再検討が必要である。

また、出身学校からの調査書を通して、入学前の学習成果を把握しているが、入学者受け入れの方針においても、入学前の学習成果として「一定レベルの学力」と入学前の学習を促すために、高等学校で学習しておくことが望ましい科目等について具体的な学習内容と科目を明記することが必要である。

[基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

(a) 現状

学習成果は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき規定されている。特に本学では、5つのコースごとに設定された2年間での到達目標として、目指す資格・検定を掲げている。そうすることで段階的に検定試験が受けられ、学習者のレベルに合わせて目指す資格・検定を受験できる教育課程が編成されているので、学習成果については達成可能である。つまり、目指すべき資格・検定試験にあわせて科目配置がされているため、一定期間内での学習成果の獲得は可能であり、学習成果は、以下に示す各種資格・検定の合格率や単位認定状況として把握されている。また、これらは、受験率（興味・関心・意欲）と合格率（理解度）から学習成果の査定（アセスメント）としても用いられる。

資格取得状況（検定の一部を掲載）

資 格 名	H28 年度		
	受験者	合格者	合格率
(1) 日商簿記検定 2・3 級	87 人	32 人	37 %
(2) 全経簿記能力検定 1 級	12 人	7 人	58 %
(3) 消費税法能力検定 1・2 級	8 人	7 人	88 %
(4) 各種税法能力検定 1・2 級	25 人	14 人	56 %
(5) メディカルクラーク	18 人	18 人	100 %
(6) 秘書検定準 1・2 級	28 人	10 人	36 %

(b) 課題

5 コースごとの設定が目指す資格・検定の本学合格率と全国平均合格率の比較や本学の推奨する資格・検定が実際の価値をどれほど有するのかを検証しなければならない。

授業アンケートとして科目毎の学習成果の到達度は整理されているが、学生一人ひとりに対しての到達度を示していないため、成績表とは別に各自が学期・年度を通して振り返りができるような学習成果を確認できる資料の作成が課題と言える。

[基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

(a) 現状

卒業生の進路先からの評価は、①キャリアセンター職員が各企業等を訪問した際の聞き取り、②学内で実施する合同企業説明会等の機会で教職員が人事担当者から聴取する、③企業様来校時に聞き取りをする方法をとっている。

「学生時代に資格をたくさん取っている」「接客のスキルが高い」等の評価を受けることが多く、評価はおおむね良好である。また、数社から毎年求人があり、採用実績を重ねている企業が多いことから、卒業生の評価は概ね良好であると推測される。

(b) 課題

過去に実施したアンケート調査はいずれも回収率が低かったので、卒業生の現況をより的確に把握できるようにするためにも回収率を上げる工夫が必要である。

現時点では、各教職員が聴取した評価を進路委員会や学科会議などで共有しているが、学習評価の点検に活用については十分とは言えない。今後は、より積極的な聴取が必要で

ある。

テーマ 基準Ⅱ・B 学生支援

[基準Ⅱ・B・1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

(a) 現状

教員は講義概要で科目の学習目標を明示し、成績評価を行っている。学生による授業評価は学期毎に実施しており、結果がグラフ等数値になって教員の手元に返され、それに合わせた FD 懇談会によって、学生の状況や授業方針等について確認している。こうした取り組みを通じて、次年度以降の授業に反映させるようにしている。

学生に対する履修及び卒業に至る指導については、前期及び後期のオリエンテーション、ゼミナールにおける担当教員による面接等を通して学生の指導・助言を行っている。

教員は、前期末・後期末に実施している「学生による授業評価アンケート」により、授業評価を受けており、その結果は年 2 回（9 月、2 月）開催の FD 会にて報告されている。FD 活動として、平成 23 年度より、PDCA サイクルの共通理解を深めるとともに、「前期/後期の授業の振り返り」用紙に、①アンケート集計結果と「教員による授業の自己点検票」とを対比し大きな乖離があるものについて考えられる原因及びその対応策、②授業を通して受講生ができるようになったこと、③当初の到達/達成目標がうまく達成できなかった場合それを妨げる要因、を記入し、学科長に提出している。

平成 23 年度より、教務委員会の呼びかけによりゼミナール担当者会議を開催し、ゼミナールの運営方針や成績評価方法を検討すると共に、学生の出欠席情報を共有し、学生指導に努めている。ここで得られた情報をもとに、教務委員会ではカリキュラム等学修支援に関する項目について検討している。教授会で審議の必要な案件については、原案を作成する。

事務職員はそれぞれの所属部署の業務を通して、学生個々の学習成果獲得に向けての経過状況を把握しており、十分に責任を果たしていると言える。

学務部教務課においては、『講義概要』・『学生ハンドブック』の編集作業、在籍管理や成績管理、教室の手配やマイク等の音響設備の管理などの業務を遂行し、教員と共に学生の履修指導や相談にもあたっている。また、本学の前・後期の成績発表は、ゼミナール担当者が各学生に個別配布する形をとっているが、成績表作成の段階において教務課職員は個々の学生の単位取得状況のチェックを行っており、問題のある学生については早めにゼミナール担当者に情報提供をするとともに、場合によっては呼び出しての個別指導も行っている。また、前期（5 月上旬）と後期（10 月上旬）に行っている全科目の出欠席調査結果を基に、出席不良者への連絡・指導をゼミナール担当者と協力して行っている。なお、このリストは全教職員に配布され、職員においてはそれぞれの部署を訪れる学生の指導に役立てている。このように教職員全てがそれぞれの立場で学生に係わりを持つことにより、長期欠席者や退学者の減少に努めており、事務職員は授業以外でのあらゆる側面でサポート役を担っている。

本学では、4 コースそれぞれに推奨する検定・資格試験を設けており、本学が試験会場となる検定試験も少なくない。そのため、受験の申込み、会場の準備、実施要項の作成、合格発表から合格証書の配布までの一連の作業を事務局で行っている。

事務職員の窓口における学生対応は、教育現場との認識のもとに、社会人育成の観点から単なる対応で終ることなく指導の場であるとの意識を持って接しており、広義の意味においての学習成果の獲得に向けての責任ある指導体制が整えられている。

事務局によるSD活動は、年2回のFDとの合同全体会の後、単独で行っているが、本年は前期の1回のみ実施となった。議題は毎回刷新するが、学生アンケートの結果における事務局部分についての改善点については、SDとは別に毎回必ず検討を行っている。

学生の履修や卒業に至るまでの支援として、事務局の中では教務課と学生課及び進路部が最前線の部署として深く関わっており、履修相談や奨学金、進路相談などをおして学生一人ひとりに対して親身な助言・指導を行っている。また、総務部においても経済的に困窮している学生の学納金納入にあたり、個別相談をおして卒業に至るまでのサポートを行っている。

このように、事務職員はそれぞれの部署をおして学生支援に深く係わっており、それぞれの業務遂行の過程で個々の学生に対して、社会人育成の観点から親身な助言・指導を行っている。

図書館では、新入生に対して、入学当初のオリエンテーション期間に、図書館ツアーを実施し、図書館司書等が図書・視聴覚資料の貸出しだけでなく、学習相談にも対応していることを伝えている。資格関連図書は迅速に更新し、最新の状態にするよう努力している。非漢字圏からの留学生に対応して、ルビをふっている図書や、分かり易いマンガによる入門書のような図書を購入して、学習支援の一助としている。

学生アンケートから開館時間についての要望により、開館時間の延長を平成26年5月に1ヶ月試行した。利用した学生は2名のみで、図書や視聴覚資料の利用というよりは自習のためであったことから、継続的な実施は見送り、代わりに自習室の設置を提案した。

提供している検索システムOPACとの整合性を図り、平成26年度には、配架場所を細かく分類し、図書の所蔵場所が従前よりも特定しやすいように変更した。

希望図書制度等により、学生の要望を加味した図書や視聴覚資料の購入と収集を行い、新刊図書の案内は、館内掲示だけでなくホームページでも見られるようにして積極的に行っている。他大学図書館からの資料の借用・複写物の取り寄せサービスを行うことにより、本学館内に所蔵されていない資料も提供できるよう努めている。

また、図書や視聴覚資料の利用に応じてスタンプを捺し、スタンプ数に応じて特典を付与している。さらに、夏季休業期間等の休暇中には、図書貸出冊数を通常の3冊から5冊に変更し、長期貸出を実施している。平成25年度に比べて、平成26年度の図書館の利用者数と貸出数は、大幅に増えた。

本学では全教職員に一人一台のコンピュータを供し、教職員の授業準備や事務処理が円滑に行える環境を整えている。また全教職員に電子メールのアカウントを発行しており、学内業務に関わる電子的通信に利用するのみならず、電子メールシステムに備わるクラウド・コンピューティング機能をもちいた教職員間の情報共有や学生からの電子的課題提出等に利用されている。この他に学生成績管理用サーバを導入し、学生の成績管理を電子的に行っている。

本学では自習室はとくに設けていないが、授業時間帯以外是一部教室を学生の自習用に開放している。また、図書館に自習コーナー及び進路資料室に情報端末をそれぞれ5台ず

つ設置し、開館時間帯は常時開放している。

全学生に電子メールアカウントを発行しており、各種授業の課題提出や学生教職員間の連絡、就職活動等に活用されている。また本学が利用している電子メールシステムはクラウド・コンピューティング機能を備えており、授業等で作成したデータは電子メール上に保存管理する方法を取っている。

また、本学では平成 23 年度より E ラーニングを導入し、授業の予習復習、資格検定に向けた自習、就職に向けた各種学習が学内のみならず自宅等でも行えるようになった。基礎学力向上を目指した授業外学習指導の一環として、これらの E ラーニングの利用を推奨している。

学内のコンピュータ環境は、教育研究情報センターが技術支援等を行っており、特に大規模なシステム更新時には教員向け講習会を実施し、利用技術の習得をサポートしている。その他、教職員への個別支援指導を定常的に行っている。

(b) 課題

年 2 回の FD 懇談会や授業アンケートは実施しているが、さらなる教員の授業、教育方法の改善についての努力が求められる。また、より明確な学生の学習成果の把握という観点から、専任・非常勤講師間の協力体制を密にするとともに、非常勤講師も FD 活動へ積極的に参加できる体制を整えることが課題である。

履修及び卒業に至る指導体制は整えられたが、ゼミナールにおける担任業務に対して教員は十分にその能力を発揮する条件が与えられているとは言えないため、条件整備をしていくことも課題となっている。

事務局においても、年 2 回実施されている学生アンケートにおける事務局対応満足度アップに向けて、さらなる努力と改善を行っていくことである。

図書館においては、平成 26 年度からベトナム等の非漢字圏からの留学生が増加しているため、そうした学生に対して如何なる支援が必要か模索中であり、今後の課題となっている。また、視聴覚資料や学習外図書のマンガ等については予算の関係もあり、学生や教職員の要望に十分応えられないのが現状である。

セキュリティ上の問題から、学内ネットワークへのアクセスには制限を課しており、学生は教室端末や図書館端末など本学の設置した機器以外でのネットワーク通信は利用出来ない。携帯端末やスマートフォンの普及し、特に就職活動など進路指導にこれらの機器を利用する必要性が増加していつことから、学生向けの公衆無線 LAN の学内設置が課題となっている。

[基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

(a) 現状

入学予定者の事前学習におけるスクーリング時において各コースの特長等の説明を行い、入学後のガイダンスで『学生ハンドブック』や『講義概要』を配布し、最終的なコース選択の情報と詳細なカリキュラム説明を行なう等、教務委員会を中心に全学をあげて組織的に行っている。

入学後に行われるオリエンテーション・キャンプ（1泊2日）では、全新生と全専任教員、学務部職員が参加する。この行事は、新入生同士、教職員とのレクリエーションや

歓談等の交流を通して、学生生活をスムーズに始めるための役割を果たす他、学生の動向を知る機会とも言える。

オリエンテーション、オリエンテーション・キャンプ、そして最初のゼミナールにおいては、学修の動機付けにも配慮している。中には不本意ながら入学した学生もあり、将来のビジョンをもたせることで、学修意欲を高めることを期待している。ゼミナール担当教員は、ゼミ生との面談を行い、状況に応じてゼミナール担当者会議で情報を共有している。

学習上・学生生活上の悩みについては、ゼミナール担当教員、科目担当教員だけではなく、全教職員が対応する他、学生相談室（リラックスルーム）を設置し、カウンセラーによる学生相談が可能となっている。

ゼミナールでは、独自のテキストを用い、ワークブックとしての機能をもたせ、社会人基礎力の育成に対応している。このテキストは専任教員からの意見を徴収し、教務委員会で検討し、改訂している。

学習支援として、優秀学生には、特待生として2年次の授業料半額免除の優遇、各種資格・検定の上級合格者には「学長賞・学長奨励賞」を授与して、本人はもとより他学生への一層の向学を喚起している。

また、基礎学力の不足する学生への組織的な取り組みは実施していないが、基礎学力の向上と予習復習の習慣化を目的とした全学的な取り組みとして、ゼミナールにおいて一般教養の小テストを実施している。また、学習上の悩みや相談は、原則としてゼミナール担当教員に委ねられている。

授業等に対する質問等は、オフィスアワーで対応可能となっているものの、アンケート結果によると十分に利用されているとはいえない状況である。

結果的ではあるが、極めて少人数の教育ができることから、学生に対して、きめ細やかな個別対応も可能となっている。オフィスアワーの時間とは別に、学生の都合に合わせて時間を作り、資格取得の為に補講や編入試験の勉強会に対応している。また、資格取得に関わる非常勤講師から補講などの要望があった場合は、学務部教務課で確認し、契約上の時間に加えて学修相談等が行われるよう配慮している。

検定試験等について進度の早い学生については、科目担当教員による個別対応が行われているが、検定試験対策等についても通常の授業で足りない場合は担当教員が自主的に指導を行っている。

留学生の受け入れについては、1996年の経営税務学科を開設して以来、支援体制を整えて対応してきたが、本学からの留学生の派遣については、学生からの要望もなく、行われていない。

(b) 課題

学習支援について、とりわけ、基礎学力の不足する学生への対応が急務である。また、多様化する学生の状況や非漢字圏の留学生が多くなってきていることから、ゼミナールのあり方、活用についての見直し、教職員による総合的な対応が求められる。

オフィスアワーで対応可能なシステムは構築されているものの積極的に利用されているとはいいがたい。また、学生相談室（リラックスルーム）が設置されているが、その利用状況についても改善したい。留学生に対して、中国語に対応できる職員は配置されているが、非漢字圏の学生が多くなってきていることから、対応できる職員の補充が課題となる。

専門科目の学習について、非常勤講師に頼らなければならない状況から、オフィスアワーも視野に入れた検討が必要である。

受験の段階では本学への入学を希望していても、本音では不本意に入学する学生もいるので、2年間の学習を持続できるように動機付けやフォローをガイダンス等で心がける。

[基準Ⅱ・B・3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

(a) 現状

学生の生活支援のために教職員の組織の中に学生委員会を置き、学生の生活環境、学生が生活しやすい学内施設の充実を検討している。また、新年度のオリエンテーション期間を利用し、全学生を対象として、警察官による「犯罪被害防止」のための講話をおこなっている。平成 23 年度からは市川市役所企画交通課による自転車の交通ルールや自転車事故保険に関する講話、平成 24 年度からは市川市役所市民安全課によるマナー条例に関するチラシの配布を新年度のオリエンテーション期間に警察官による講話と併せて実施している。

学友会の運営は学生が自主的に行っている。クラブ活動（本学ではサークル活動という）は学友会の傘下に置くこととしている。また、学校行事（夏祭り、スポーツ大会、学園祭〈秋桜祭〉）は、学友会が中心となって企画立案しており、学生主体の運営となっている。

学友会と学内外の他組織（例えば、学内のゼミや大学近隣の企業・自治体等）との連携は教職員組織である学生委員会を中心としてバックアップ体制を築いている。具体的には、学生委員である教員が学友会顧問となり、学友会のアドバイザーとして学内外の他組織との円滑な連携をサポートしつつ、学生委員以外の教員及び事務局職員を含めて全学的に学生の主体的な活動を支援している。

学生食堂の営業時間は 11 時 30 分から 16 時 30 分となっている。当初は朝食を食べてこない学生に対応できるようにしていたが、利用者が皆無であったことから昼食時の対応となり、昼食の提供は 14 時頃には終了している。売店の営業も学生食堂に委託しており、キャンパス・アメニティの販売をおこなっている。

短大所有の学生寮は設置していないが、自宅外通学学生宿舍費補助規程、自宅外通学学生の認定基準により、1 人暮らしをする学生に対しては、最高月額 2 万円の宿舍費補助をおこなっている。通学バスは、最寄駅である西船橋から大学まで運行している。また、自転車通学の学生に対しては、駐輪場を学内に設置している。オートバイや自家用車による通学についても、正式な申請があれば学生委員会で審議した上で通学を認めており、そのための駐車場も確保している。

学生への経済的な支援として、学則第 23 条の 2 に基づき授業料等の免除が規定され、学費減免規程及び学費減免規程取扱内規により、各種入学試験時での入学金減免の優遇をしている。また、1 年次は入学予定者への特別奨学生試験により、2 年次には 1 年次の成績により、特別奨学生として授業料減免を若干名で実施している。平成 26 年度は、各 1 名であった。

(授業料等の免除)

第 3 2 条の 2 本学が特に必要と認めた者については、別に定めるところにより入学金及び授業料等の一部又は全部を免除することができる。

その他、授業料等の延納に関する規程、東京経営短期大学学費ローン利子補給奨学金規程が整備されている。

留学生においては、私費外国人留学生宿舍費補助規程により、2年間月額1万円が支給される。

また、学外の制度として、日本学生支援機構の奨学金制度を利用している。

年度初めに健康診断を実施している。学内には保健室を設け、AED（自動体外式除細動器）を1階と大体育館に設置している。また、学内には喫煙所を設け、分煙体制を整えるとともに、毎年5月末の世界禁煙デーには学内全面禁煙とし、喫煙及び受動喫煙による健康被害等について啓発を行っている。学生のメンタルヘルスケアについては学内にリラックスルームを設置し、3名の心理カウンセラーが週2回、持ち回りでカウンセリングを実施する体制を整えている。

年度末に実施される「学生生活アンケート」及び各期末に実施されている学生による「授業等に関するアンケート」において、学内施設、学生生活についての意見の聴取に努め、意見に関係する部署からの回答を学生に周知している。また、平成25年度からは行事終了直後に当該行事に関するアンケートを実施し、鮮度の高い意見を聴取するように努めている。

入学時の日本語能力に応じて、必修科目である日本語Ⅰ～Ⅳのクラス分けを実施し、教育効果を高めている。また、同じく必修科目であるゼミナールⅠ～Ⅳにおいて日本語能力試験1級及び2級の範囲に該当する日本語ミニテストを実施し、平成24年度からは大学を窓口として日本語能力試験の受験申し込みが可能となっている。

平成25年度より社会人学生を対象としてキャリア支援関係科目の単位認定を認めることとし、社会人学生のニーズに柔軟に対応できる体制を整えている。

校舎の入口に車椅子用段差解消スロープを設置している。また、障害者用トイレは1階に設置されている。

長期履修学生体制として、学則でその受入れ体制が整備されている。なお、これまで同学生の受入れの実績はない。

学生の積極的なボランティア活動については、卒業時に「特別賞」の表彰を行うこととしている。「美化ボランティア」や「防犯パトロールボランティア」が表彰されている。

(b) 課題

現在、セクシュアル・ハラスメントに対する規定はあるが、パワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントに対応するものがないため、早期の整備が必要である。

学生アンケートから学校行事の充実の要望の声が毎年寄せられている。しかしながら、学校行事の企画運営を行う学友会執行役員数の慢性的な人員不足によって、運営が難しい状況が続いている。平成25年度の学友会執行役員数は1年生5名、2年生7名であり、学友会執行役員の負担を考えると、学生の学校行事の運営方法も検討課題となっている。

同じく学生アンケートからは、通学バスの増便を希望する学生も多くいる。通学バス利用者数の実態を調査し、それを十分に踏まえた上で現在の運行本数となっているが、更なる増便については予算の関係もあり検討を要する課題である。

校舎のバリアフリー化については対応済みであるが、障害者用トイレが大学全体で1ヵ所しか設置されていないことから、早期の対応が望まれる。また、学生食堂にはスロープ

がないこと等、今後改善の余地があると考えられる。

[基準Ⅱ・B・4 進路支援を行っている。]

(a) 現状

学生の進路支援のため、教員組織である進路委員会と事務組織である進路部が協力して活動している。平成 26 年度は、3 名の教員のほか、2 名の進路部職員が列席する形で月 1 回の委員会が開催され、進路支援全般について積極的に意見を出し合った。

進路相談室は平日 9 時から 17 時まで、2 名の進路部職員が常駐して学生の就職・進学にかかわる各種の相談を受け付けているほか、学生の集中しやすい曜日にはハローワーク職員にも学内での就職支援業務を依頼している。進路資料室は、学生が自由に利用し企業情報を得ることができるよう整備されている。

本学では開学当初からビジネス関連の資格取得を推奨しており、対策講座を正規授業に採り入れるとともに補習を実施する等、積極的な指導を行っている。平成 26 年度も簿記・税法関連、ファイナンシャル・プランナー、医療事務関連、販売士、秘書、アシスタント・ホスピタリティ・コーディネータ、色彩、レクリエーション・インストラクター、PC スキル、チャイルド・ケア・オブザーバー等、コースに応じた資格・検定の支援を充実させている。

1・2 年の必修科目である「ゼミナールⅠ～Ⅳ」においては、適性検査・一般常識模擬試験のほか、一般学生には一般常識、留学生には日本語能力試験対策の小テストを実施し、就職試験にも配慮したカリキュラムを整備している。

さらに、1 年後期には「職業選択」、春休みの集中授業として「職業選択実務」を置き、自己分析に取り組むとともに、就職活動の流れを理解した上で就職活動に臨めるようカリキュラムを組んでいる。

本学は 1 学科のみの小規模校であるため、卒業時の就職状況については進路部・進路委員会で分析・検討し、教授会で情報を共有している。

(b) 課題

一般常識については、「就職の数学」等の科目も設置しているが選択科目であり、「ゼミナール」における小テストだけでは学習意欲の喚起が思うようにいかず、解説の時間も十分でないこともあって、効果には個人差が大きい。また、留学生については、非漢字圏出身者が増加したこともあり、日本語能力試験 N1・N2 の合格者が思うようには増加していない。

「ゼミナール」の限られた授業時数の中で、筆記試験対策のみにこだわるのではなく、面接・グループディスカッション対策や社会人として必要なスピーチやプレゼンテーション等、発信型のカリキュラムをより増やしていく必要がある。2 年生の「ゼミナール」においてはこれらの項目も採り入れてはいるが、より戦略的なカリキュラム構築に努めていきたい。

[基準Ⅱ・B・5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

(a) 現状

本学の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、「求める学生像」として学生募集要項と一緒に配布される「入学案内」に明確に示されている。

受験生からの問い合わせ等の業務は、企画広報室、学務部教務課、入学相談室が連携し

て担当しており、電子メール・FAX・電話の他、直接高等学校に出向いて説明する等、迅速に対応している。

入試にかかわる大局的な問題に関しては、入試等検討会が組織され、必要な事項を審議している。広報については、教員からなる広報委員会、入学相談室及び企画広報室が連携して行っている。平成 26 年度は非常勤の高校訪問専属スタッフを配置した。

本学では毎年、学長より入学試験問題作成委員を非公開で委嘱する。委嘱された委員は守秘義務を守り第三者に問題が漏洩する管理を徹底している。面接試験委員については、試験区分ごとに教員の中から担当者を委嘱している。

合否判定会議は、試験日ごとに担当した試験委員全員の出席で迅速に行われる。なお、当日の合否判定会議は事前に教授会で承認を受けており、事後の教授会で報告を行なっている。

入学手続者（留学生を除く）に対しては事前学習を実施している。4 回にわたり課題提出を義務付けているほか、希望者に対しては 6 回のスクーリング（ミニ授業）を実施し、一定の基準を満たす者に対しては、入学後に「総合演習」1 単位を認定している。各回のスクーリング終了後には、コースガイダンスを実施し、学生生活や授業に関する質問等に答えている。

入学者に対するオリエンテーションは、2 年間の学生生活に向けた最初の重要なステップと位置付け、入学式当日も含め、5 日間にわたって実施している。とくに 4 日目と 5 日目は外部施設の提供する研修プログラム（ディズニーリゾートのアカデミープログラム他）を利用した 1 泊 2 日の学外オリエンテーションをディズニーリゾートで実施している。

学生には、短期大学で学ぶことの意義について十分に説明するとともに、学則やカリキュラム、学年歴、時間割の作り方、各種学生支援部門の説明を行っている。

(b) 課題

一般学生の入学手続者に対しては、入学前の事前学習の中で、各種ガイダンスや入学後のスケジュール、授業や学生生活について、直接教職員が説明を行っているが、3 月の入試合格者や遠隔地の合格者については、入学手続き書類のみになってしまい、不十分となっている場合がある。

留学生に対しては、入学前の事前学習はもうけていないが、入学手続きについては、合格者自身が直接来校して行う事となっているので、その際に事務職員から直接説明することになっている。しかし、手続者が集中して時間がかかってしまい、手続者を待たせてしまっている。また、十分理解されているかわからないまま、帰してしまう事がある。

基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

少子化及び現代社会における修学を取り巻く環境の影響を受けつつ、本学の定める教育理念に基づいて入学者に対する教育を展開しているが、今後ますます多様化する学生のニーズを把握し、対応しなければならない。

学生数の減少により、限られた人員と設備の中で、教職員の FD、SD の活用は一層求められる。そのため、専任・非常勤講師間の協力体制を密にするとともに、非常勤講師の FD 活動への参加についても検討している。事務職員については、複数の業務を担当しなければならない、業務の成果は担当者に委ねられることが多く、専門性の高い業務では、担当者

不在の場合には、業務の停滞が起こっている。

学習支援及び進路支援体制は整えられたが、多様化する学生の状況や非漢字圏の留学生が多くなってきていることから、教職員による総合的な対応と留学生に対する生活支援の組織的な強化が必要である。とりわけ、非漢字圏の言語や文化に通じた職員の配置が急務である。

学生の主体的活動に対する支援体制は整備されているが、学生の満足できる活動が実施されているとはいいがたく、その中心となる学友会への関わり方を含め、学生の学校行事の運営方法も検討課題となっている。

学生生活に関する意見や要望の聴取については、学生アンケートを通して実施しているが、環境整備等予算のかかるものについては、十分に対応できないのが現状となっている。

学生の進路支援については、進路委員会・進路部の支援を補完するものとして、入学当初のオリエンテーションキャンプからプログラムを取り入れ、早くから意識形成の醸成を試み、2年間継続して行われるゼミナールにおいても、進路選択から進路活動までの支援を実施する等、全学挙げての体制を整えている。しかし、就職直後の離職が複数報告されたことから、より効果的なカリキュラム構築に努める。

短期大学における学習や学生生活についての情報提供は、入学前事前学習や入学手続き時に直接教職員から説明を受ける体制をとっているが、遠隔地の事務者等で事前学習に参加できない学生や留学生の中には、十分な対応ができない場合がある為、情報提供のための解りやすい冊子等の作成を行う必要がある。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

少子化及び現代社会における修学を取り巻く環境を踏まえ、多様化する学生のニーズを把握し、授業評価や各種アンケートの結果、自己点検等を考慮し、「建学の精神」や「ディプロマ・ポリシー」等に基づき教育過程の見直しとともに授業改善につなげていく。

専任教員・非常勤講師とともに本学における教育の理念を共有するとともに、学生にとっても学修の展望ができるようにカリキュラムマップの策定を行う。

ゼミナールにおいてはルーブリックによる成績評価を実施しているが、他の教科についても導入の是非を検討し、成績評価における成果について、学生自身、進路先にとっても納得のいくものである事が明確となるような基準を示し、成績評価を客観的に点検する方法を検討する。

少子化の影響を受け、受験生の獲得に対して厳しい状況が続いている事を踏まえ、教育課程全体の見直しと社会から支持される短期大学のあり方を検討する。また、社会のニーズや学生の動向について情報収集を行い、限られた経営資源の中で行える教育支援について、策定する。

講義概要（シラバス）については、電子化への移行を進める。

学生数の減少による経営状況から、限られた人員と設備の中で、教職員のFD、SDを充実し、専任・非常勤講師間の協力体制を密にすると共に、必修やコース選択必修を担当する非常勤講師のFD活動への参加について検討する。

事務職員については、業務の成果が担当者の技量や意識に左右されることがないように、業務の標準化と可視化を進め、限られた人員でも業務が遂行できるよう合理化を計る。

学習支援及び進路支援等学生支援に対する体制は整えられたが、対応する教職員にばらつきもあり、多様化する学生の状況や非漢字圏の留学生が多くなっていることも含め、教職員の指導力の組織的な強化について検討する。

学習意欲の高い学生に答える教育プログラムを充実させるとともに、教育効果の底上げを計るべく、授業科目の工夫を検討する。

留学生の増加を考慮し、一般学生と留学生の交流を推進し、学生の学校行事の運営方法も検討する。

一般新入学生は、入試の受験時期や地理的状況によって事前学習の受講に制約がかかるため、課題のバリエーションや情報発信の頻度を高め、入学後の学生生活に対応できるよう支援する。

留学生に対しては、事前学習が実施されていないため、受験後の動向を調査し、事前学習の実施について検討する。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

特になし

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

基準Ⅲの自己点検・評価の概要

人的資源としては、専任教員数は「短期大学設置基準」が求める人員数を満たしている。しかしながら、専任教員の人員数は設置基準の最低数であること、持ちコマ数の偏りがあるため増員が求められる。

専任教員の研究活動については妥当な研究費・研究旅費と環境が担保されていると言えるが、海外への留学、海外派遣、国際会議への出席についての整備が進んでいない。

事務組織は各部署の業務内容と責任体制が明確化されている。人事管理も各種規則・規程が整備され、日常業務が円滑に行われている。なお、SD 規程の整備が求められる。

人的資源の改善計画としては、留学生増加が予想されるため留学生用授業科目担当の専任教員の増員を計画している。

物的資源としては、校地・校舎の面積は「短大設置基準」を満たしている。図書館やコンピュータ教室等の教育資源環境も充分整備されている。

情報技術に関する技術的支援体制は整備され円滑に運営されている。しかし、日進月歩の激しい情報技術ゆえ、十分な環境が整備されているとは言えず、とりわけ 101 コンピュータ教室の更新が求められている。当面、現行の LAN 環境に無線公衆 LAN 環境の導入を計画している。

財的資源は適正に管理されているが、入学者数の減少から定員割れが継続し、財政的には危機的な状況であると言える。校舎、施設設備の老朽化のため、緊急対応を必要とされる箇所について改修を進める計画である。

テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源

[基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

(a) 現状

本学は、経営総合学科のみの単科を設置する短期大学である。本学の入学定員は、平成 26 年度は 150 名であったが、平成 27 年度からは 130 名とした。

教員組織は、次のとおりである。専任教員数は「短期大学設置基準」第 22 条の定める人員数を充足している。

教員組織の概要（人）（平成 28 年 5 月 1 日現在）

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全 体の入学定 員に応じて 定める専任 教員数〔ロ〕	設置基 準で定 める教 授数	助手	非常勤 講師
	教授	准教授	講師	助教	計					
経営総合学科	5	3	2	0	10	7		3	1	31
（小計）	5	3	2	0	10	7		3	1	
〔ロ〕							3	1		
（合計）	5	3	2	0	10	10		4	1	

専任教員で対応できない科目については、非常勤講師を配置し対応している。

専任教員の職位については、「教育職員選考基準規程」に基づいて配置している。

各授業科目の配置については、別添の「授業科目担当者一覧」で開示している。なお、補助教員は現在、配置されていない。

教員の採用・昇任は、「教育職員昇任規程」に基づき行っている。平成 26 年度は、昇任人事を行っていないが、専任講師 2 名の補充を「教育職員選考基準規程」に基づき行なった。

(b) 課題

専任教員数と非常勤講師数に偏りがある。「設置基準」が求める最小限度の専任教員組織である。専任教員の持ちコマ数も限界となっているため、非常勤講師に委ねているのが現状である。ディプロマ・ポリシーならびにカリキュラム・ポリシーに配慮しながら、科目の統廃合を含めた教育課程の再見直しが求められる。

また、専任教員の年齢構成も課題となっている。男女の比率にも配慮しながら、若い教員の補充も必要である。

[基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

(a) 現状

専任教員は「個人研究費規定」に基づき各年度の「研究経過報告書」、「個人研究費使途報告書」を学長宛に提出することとされている。専任教員及び本学非常勤講師が研究成果を発表する機会として、『東京経営短期大学紀要』を毎年、刊行している。投稿にあたっては「研究倫理規程」を遵守することとしている。また、紀要は、情報・システム研究機構国立情報学研究所の CiNii Articles 上で公開されている。

専任教員の研究費としては、教授 30 万円、准教授 25 万円、専任講師 20 万円、助教 15 万円となっている。また、研究旅費として一律 10 万円を上限として支給されている。専任教員はすべて個別の研究室が用意されている。

平成 26 年度は科学研究費補助金の採択はなかったが、日本ディスクロージャー研究学会より外部研究費を受け、共同研究を行っている専任教員が 1 名いる。

岩渕昭子氏 (タイトル)「地域の再生可能エネルギーの展開とディスクロージャー」

専任の教授、准教授、講師は週 3 日以上、専任の助教、助手は週 4 日以上出校することとされており、研究、研修等を行う時間は確保されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は整備されていないが、研究旅費の範囲では支給される。

FD 活動の規程は整備されていないが、教務委員会を中心に各期ごとの 9 月と 2 月または 3 月に全専任教員を対象に年 2 回実施している。内容は「学生アンケート」の集計結果の報告と平成 25 と 26 年度は専任教員の教授方法や工夫を含めた授業紹介をしてもらい、各自の教授方法の改善に役立てることを目的として実施した。

FD 活動の一環の学生による授業評価アンケート結果は事務局にも共有されている。

(b) 課題

- ・専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程の整備が求められる。
- ・FD 活動に関する規程の整備が求められる。

[基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

(a) 現状

事務組織は、教育研究及び学生サービスのために「組織規程」が整備されている。平成 28 年度の事務部門は、総務部、進路部、学務部（教務課と学生課）、図書館事務室、入学相談室、企画広報室から組織されており、各部・室の事務分掌が定められており、責任体制が明確化されている。事務分掌の内容や目的に応じて、能力と専門性を持つ職員を配置している。

専任職員にあっては、各部署に係る外部研修会等への積極的な参加を奨励し、専門的職能の向上に努めている。なお、研修会等の参加後は報告書を提出し、情報の共有化にも努めている。

事務部門における情報機器の整備については、全員に専用のパソコンを配備して作業の効率化を図っている。情報セキュリティ対策としては、教務課の成績管理の重要性に鑑み、独立したパソコンに教務システムを導入して外部との回線を遮断している。防災対策については就業規則に記述しており、非常時における措置が明記されている。また、年間一度は学生ならびに教職員により避難訓練を実施している。

SD活動は年間 2 回定期開催しており、各部署からの問題提起や外部研修会参加者報告等を行っている。なお、少人数組織のために柔軟な活動を心がけており、あえて規程は作成していない。平成 26 年度の SD 活動（3 月実施）は、個人情報保護のより厳格な取り扱いとセキュリティー対策について再確認した。

また、月 1 回部・課長による事務連絡会を開催しており、各部署の日常業務の進捗状況の確認と、部署間の連携強化に努めている。また、学生の出席調査を学務部と教務委員会が連携し把握する等、学習成果の向上に努めている。

(b) 課題

緊急時防災対策の学生対応のためのマニュアル作成と SD 活動の規程整備が求められる。さらに、個人情報の取り扱いについてより厳格な管理体制の整備が望まれる。

[基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

(a) 現状

教職員の就業に関する規定として「就業規則」が制定されており、平成 26 年 3 月 31 日に一部改正が行われた。その際、改めて全教職員に「就業規則」を配布し、改正点についての説明が行われ、周知徹底された。

教員に対しては「教員の服務上の心得」が別途整備されていて、教職員（非常勤講師含む）の出退勤等に関わる服務も適正に管理されている。

その他、人事関連の各種規定は、備付資料「人事・給与関係」のとおり整備されている。

(b) 課題

関連する法令等の改正の情報を適時把握し、教職員が働きやすい職場とするために、各種規定の改正を進めていく。

基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

「短期大学設置基準」が求める専任教員数が最小限度の人員数である現状、外国人留学生の増加が予想されるため、専任教員数の増員を検討したい。あわせて、経営総合学科のカリキュラム・ポリシーを見直し、専任教員と非常勤講師の偏りを改善する。

テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源

[基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

(a) 現状

本学の校地、校舎の面積は、下表のとおりである。

校地、校舎の基準面積には「設置基準」第31条別表第二のイ・ロ単一学科収容定員400人（経済学関係）が適用されるが、校舎においては基準面積2,350㎡に対して、本学はそれを大きく上回る11,174㎡を擁している。校地においても、基準面積2,800㎡に対して24,186㎡あり、十分に余裕のある空間を提供できている。

運動場は校地の隣接地に全天候型人工芝のグラウンドを、また校地内に全天候型3面のテニスコートを整備している。

校舎・校地一覧表

(平成28年5月1日現在)

区分	収容 定員	校舎			校地		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
東京経営短期大学	280人	2,350㎡	12,517㎡	11,174㎡	2,800㎡	15,697㎡	21,386㎡
共有の野外運動場						8,489㎡	
屋内体育館			1,007㎡				
計		2,350㎡	13,524㎡	11,174㎡	2,800㎡	24,186㎡	21,386㎡

障害者への対応は、入口に車イス用のスロープを、校舎内にエレベータ2基と障がい者用トイレ1箇所をそれぞれ整備している。また、校舎内は全て段差のないフラットな作りとなっている。

授業を行う講義室等については、講義室17教室、ゼミ演習室3室、コンピュータ教室3教室、実習室（大体育館、小体育館、フィットネスルーム）3教室があり、収容学生数に対しては余裕のある運用となっている。

授業等で使用する機器・備品については、移動可能なプロジェクター3台、ノートPC、モニターテレビ、DVD/ビデオ用デッキ、CDラジカセ等の教育機器を整備している。収容人数の多い大・中教室（205、206、215教室）には、スクリーン、プロジェクター等の視聴覚機器が備え付けられている。なお、授業用機器・備品類及び移動型の貸出し用機器の日常管理は、教務課が担当している。

蔵書数については、図書40,683冊（うち洋書4,588冊）、学術雑誌245種、AV資料2,250点を所蔵している。座席数は1階閲覧室が106席、パソコンコーナー5席、2階AV室は23席、合計134席である。いずれも学生数に対して十分である。

図書館蔵書数一覧（平成28年5月1日現在）

区分	和書	洋書	学術雑誌	AV資料
----	----	----	------	------

冊（種）	40,683 冊	4,588 冊	245 種	2,250 点
------	----------	---------	-------	---------

本学図書館は校舎内 1・2 階部分の一画を占め、総面積 810 m²を有する。1 階には 50,000 冊が収容可能な開架式の書架、南側と中央に配した学習机（座席数 106）、新聞及び雑誌の閲覧コーナー（座席数 8）、学生用パソコン（5 台）がある。また、2 階には学生が自由に視聴覚資料を視聴できる AV コーナーが設置されている。地下 1 階に雑誌のバックナンバー等を保管する書庫がある。学生収容定員に対し、十分な面積を有している。図書（以下、視聴覚資料を含む）の廃棄に関しては、「図書管理規程」に沿って実施している。毎年度末に、図書委員会で廃棄リストについて審議した後に、異議の有無を全教員にメールで確認してから、学長の決済を経て産業廃棄物業者に委託している。参考図書は学生が学習する上で、最も基本となる図書であると位置づけ、幅広い分野の参考図書を備え、学生の利用に供している。改訂された参考図書は迅速に更新し、最新の状態にするよう努力している。関連図書については、シラバスに記載されているものは全て 1 冊ずつ購入している。また、授業担当者からの希望図書は、随時優先して購入している。

体育館は大・小の 2 つがあり、適切な面積を有している。大体育館については、行事によって講堂としても使用している。また、体育の授業以外ではサークル活動や学生有志による運動の場として、日々有効活用されている。

(b) 課題

- ・図書館施設の地下書庫が手狭になりつつあること、書庫の防湿対策が必要である。
- ・体育館施設の一部修繕が必要となっている。

[基準Ⅲ・B・2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

(a) 現状

「固定資産及び物品管理規程」が整備されており、管理責任者に総務部長を充て、各部署には管理担当者が指名され、それぞれの所属物件の管理にあたっている。また、財務に関する諸規程は、学園に「経理規程」及び「経理規程施行細則」が定められており、本学もこの規程に則って業務を厳正に遂行している。

火災・地震対策、防犯対策の諸規程は単独での制定はしていないが、「就業規則」の中で、「火災・盗難の予防」と「火災・非常時の措置」の項目を掲げている。各教室に避難地まで誘導経路を設置し教職員へ周知すると共に、避難訓練を毎年実施している。平成 26 年度においても、授業中に全学生・全教職員での避難訓練を行った。また、緊急時に備えた水・簡易食糧・簡易トイレのセットを全学生及び全教職員用に備蓄している。

本学のコンピュータシステムは情報センターがセキュリティ対策の実務を担当しており、ファイアウォールの設置やアンチウイルスソフトの導入、個々のコンピュータのセキュリティ設定等を行っている。アンチウイルスソフトは本学で使用する教育、研究、事務処理で利用される全ての端末に利用できるようサイトライセンス契約を行っている。また平成 17 年より情報センターセキュリティーポリシーを制定し、セキュリティ対策の学内コンピュータセキュリティ対策の指針として運用している。

本学の教育用情報システムはシンクライアントシステムを採用しており、コンピュータウィルスや不正侵入等の攻撃に高い耐性を持っている。平成 25 年度より事務局においても同様のシステムを導入し、全学的にセキュリティ対策の強化が行われている。現在のところ本学のコンピュータシステムに対するウィルス感染や不正侵入等の攻撃や被害は報告されていない。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全については、節電・節水の呼びかけ、未使用教室の消灯、冷暖房の適正な温度設定、廊下等の電球の間引き等を行っており、その結果は使用料金の減少という形で表れている。

ゴミの分別は、学生・教職員に徹底されている。なお、平成 20 年の学園祭から学友会の呼びかけで、ペットボトルキャップの回収リサイクルを通して世界の子供にポリオワクチンを届ける運動を継続している。

(b) 課題

携帯端末やスマートフォンの普及により、学生教職員を個人で所有するこれらの情報機器と本学の情報システムとの連動・連携が学生教育、生活・進路指導において不可欠になりつつある。このため学生用ネットワーク通信サービスの公開は重要な課題になっている。しかしながら不特定多数の情報端末をネットワーク通信に接続することはセキュリティ上大きなリスクを伴い、安全を担保するシステムをどのように導入するか検討を重ねている。

基準Ⅲ・B 物的資源の改善計画

開学以来 24 年目を迎え、校舎や施設設備の老朽化が進み、大掛かりな修繕の必要があるが財政面からはかなり厳しい現状がある。授業運営に支障があることが予想される場合を優先して、修繕及び更新をする計画である。

そうした中で、平成 26 年度は事務支援システムをあたらしくして教職員だけでなく学生の便宜も図るため、1 千万円以上を投じて新システムを購入した。同システムを今後も更新、アップデートし、事務支援と学生への便宜のため、より良いシステムにして行く計画である。

テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

[基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

(a) 現状

本学ではシンクライアントシステムを採用することにより、OS やアプリケーションの更新を迅速に行うことが可能である。シンクライアントシステムは、全ての OS 及びアプリケーションをサーバ上で管理運用しているため、大規模システム更新をしなくとも最新のアプリケーションを導入することが可能であり、常に最新のアプリケーションを利用できる環境を提供している。

平成 26 年度現在、授業等で利用できる主なソフトウェアは以下の通りである。

主なソフトウェア		コンピュータ実習室 (PC 教室)			学生支援端末	
		101 教室	208 教室	209 教室	図書館	進路資料室
OS	Windows2008	○	○	○	○	○
	Mac OSX	○		○	○	
	UNIX	○		○		
アプリケーション	Web ブラウザ	○	○	○	○	○
	MS Officez	○	○	○	○	○
	Visual Studio	○	○	○		
	勘定奉行	○	○			
	給与奉行	○	○			
	Adobe Illustrator			○		
	Adobe PhotoShop			○		
	Adobe InDesign			○		
	iLife			○		

本学では全学生へのコンピュータリテラシ教育の履修を義務づけている。さらに授業外での学生サービスとして教育研究情報センターが各種相談や指導・支援を行っている。

教育研究情報センターはこれ以外に情報機器を用いた授業実施教員への支援・指導、事務局業務における職員への支援・指導を定常的に行い情報技術の向上を行っている。

コンピュータシステム関連の技術的資源と設備の管理運用については、教育研究情報セ

ンターがシステム運用に関する中長期計画を作成し、この計画に従って管理運用を行っている。また中長期計画は設備の状況や技術革新の進捗状況に合わせて常に改訂を行い、最も効率的効果的運用で実践できるようにしている。

収容人数の多い中・大教室（215、205、206 教室）にはプレゼン用パソコン、スクリーン、プロジェクター等の視聴覚機器が整備されている。その他、授業等で使用する機器・備品として、移動可能なプロジェクター、ノートパソコン、モニターテレビ等の教育機器が整備されており各種授業で利用されている。

ネットワーク環境について、平成 23 年度よりギガビット回線の導入し、回線速度が向上している。平成 26 年度時における学内 LAN の整備状況は、コンピュータ実習室に配置されている全ての教育用端末と図書館、進路資料室に設置されている教育支援用端末がネットワークに常時接続され利用できるようになっている。また大半の一般教室にも学内 LAN が整備されており、ゼミナール等の授業でインターネットを用いた情報の発信や収集を行っている。セキュリティ対策の方針に従い、学内 LAN に接続できる端末は、教育研究情報センターが許可した端末のみに限定している。学生が個人で持ち込んだ機器への接続は原則認めていない。

本学の教育用コンピュータシステムは教育研究情報センターが管理運用する各種サーバとクライアント端末により構成されたシンククライアントシステムを採用している。シンククライアントシステムでは、クライアント端末で利用している全てのソフトウェアをサーバ上で動かしている。このようなシステムを採用することにより、本学では Windows 系 Office ツールを用いた初級中級リテラシ教育から Mac OS や UNIX システムを用いたプログラミング実習や DTP、Web デザイン等のマルチメディア実習等上級専門教育まで実施できるようになっている。

本学のコンピュータ実習室は、101 教室(PC40 台+教卓用 PC)、208 教室（PC40 台+教卓用 PC）、209 教室（PC28 台+教卓用 PC）の計 3 教室であり、コンピュータを必要とする授業に利用している。また、図書館ならびに進路資料室に学生支援端末を 5 台ずつ設置し、開館時間帯は常時開放している。

授業等で利用されている主なソフトウェアとしては、全ての PC 実習室で事務処理系 Office ツール（MS Office）、会計ソフト(勘定奉行、給与奉行)、プログラミング統合環境（Visual Studio、Eclipse）が利用できる。さらに 209 教室では DTP ソフト（Adobe Illustrator、PhotoShop、InDesign）や Mac OS 環境に用意されているマルチメディアソフト（iLife）が利用できマルチメディア教室としての機能も備えている。また UNIX 環境や各種コンパイラ（C 言語、Java 等）も用意し、上級者向けの指導にも対応できる環境を保有している。

(b) 課題

101 教室（PC40 台と教卓用 PC）の環境は耐用年数を迎え、これまでの 208 教室に設置されていた既設機器を代用しながら維持されている。101 教室のコンピュータ環境の更新が求められる。

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

こども教育学科が開設準備のため、教室の整備や備品等の充実を図っている。学生が自

由に使える公衆無線 LAN の学内導入化を進めている。セキュリティを担保する仕組みを導入するため、ソリューションの比較検討を行う。101 教室環境の更新の計画案を進める。

基準Ⅲ-D 財的資源

[基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

(a) 現状

本学の過去 3 年間の資金収支及び事業活動収支は支出超過となっているが、学校法人創志学園全体として安定的に収支均衡を保っている。収支均衡を図るには定員充足率を高めることが最重要課題となっている。地域社会に根ざした短期大学として、学びなおしの機会を求める社会人の受け入れなどを検討して、地域社会と密接な連携体制を確立するとともに、中長期的な改善計画の策定を推進する必要がある。

東京経営短期大学における平成 26 (2014) ～28 (2016) 年度の資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり支出超過となっている。

学生数の確保については、経営総合学科で定員は確保しているものの、留学生、学費減免者の割合が多く、学納金収入は予定額を下回る。こども教育学科においては募集開始時期の遅れが響き、大幅に定員を割る見通しである。出口戦略と直結させたコース編成と学生募集活動に力点を置き、教育の質を確保しながら教育活動を展開している。

(b) 課題

短期大学の財務状況を好転させるためには、定員の入学者数を確保することが第一である。2 学科となるので、少子高齢化の進む中で選ばれる短期大学として地域社会と密接な連携体制をはかるとともに、中長期的な改善計画の策定を推進することが課題となる。

[基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

(a) 現状

本学は事業活動収支において支出超過の状態が続いているが、その主たる原因は帰属収入の大部分を占める学納金収入の不足にある。経営総合学科においては定員確保はしたものの、留学生の比率が多く、学納金としての収入は抑えられている。このため本学では、学生確保の取り組みを推進するとともに、経費支出の削減に取り組んでいる。また、本学の経営情報は学内で共有されており、学長のリーダーシップの下、教職員全体が危機意識をもって教育活動に取り組んでいる。

設置が認可されたこども教育学科においては、募集活動が遅くなり、平成 29 年度の入学生定員は大幅に下回ってしまい、事業活動収支においては支出超過の状況が続く。平成 29 年度の学生募集においては、学長のリーダーシップのもと学生確保への取り組みを推進する予定である。

(b) 課題

地域のニーズを取り入れた教育カリキュラムの改善や施設設備の充実を図り、留学生比率を下げて、除籍・退学者を減らし、外部奨学金の獲得を目指して財政の安定に努める。

基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

設置者変更が認可され、財的資源は改善できる。本学の収支均衡を図るには定員の充足率を高めることが最重要課題であることは変わらず、地域社会に根差した短期大学として生き残るための中長期的な改善計画の策定を推進する予定である。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

本学は事業活動収支において支出超過の状態が続いているが、平成 29 年度にはこども教育学科が開設するので、中長期計画による人事計画を策定する。事務職員の業務内容を精査すると共に各種研修へ参加できる環境を整え、職務内容の充実を図る。

施設設備において老朽化が進んでいることから、保守・修繕の必要があるが、学生の安全や授業運営に支障のある場合を除き余分の支出を避けるべきだが、学生確保のためのリニューアルに対する投資は必要と考えている。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

特になし

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

基準Ⅳの自己点検・評価の概要

本学の建学の精神及び教育目的の実現に向けて、法人部門と緊密に連携を図り、戦略的に短期大学の経営課題に取り組むとともに、理事長及び学園長のリーダーシップの下、円滑でスピーディーな意志決定が行われている。

また、理事会と本学との相互理解を図る学長の役割が諸規則で規定されており、学長のリーダーシップの下で短期大学の運営方針等を教職員に伝える仕組みを整えている。さらに監事は、法人の業務執行状況と財産状況の適切性について監査を行い、理事会及び評議員会で報告や意見陳述を行う一方、評議員会も法人全体の管理運営に関するチェック機能を十分に発揮している。加えて、短期大学部における監事監査の実施をはじめ、監査報告書を通じた監事所見及び監事意見についても短期大学へのフィードバックを行っている。

その他、学校教育法施行規則及び私立学校法に基づく本学の教育情報の公開をホームページ上で行っており、このことから、本学におけるガバナンスは適切に機能している。

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

〔基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

(a) 現状

本学の教育目的を達成するために、短期大学部及びその設置者である学校法人創志学園は、以下の管理運営体制の下、経営の規律と誠実性をもって、相互の意思疎通を図りなが

ら適切な機能を発揮している。

本学園の経営は、「学校法人創志学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）及び「学校法人創志学園寄附行為施行細則」（以下、「施行細則」という）に基づいて行われている。また、学校法人として適正かつ円滑な業務と運営を確保するため、寄附行為において、最高意志決定機関としての理事会（第 16 条）、諮問機関としての評議員会（第 18 条）、法人代表者としての理事長（第 11 条）、理事長を補佐する学園長（第 12 条）、財産状況及び業務執行状況を監査する監事（第 15 条）等、法人各機関の権限と役割を明確に定めている。

さらに、法人及び設置校の管理及び運営に関して必要な事項は、寄附行為に次ぐ形式的効力を有する施行細則により法人設置校の日常の業務決定体制を明確にし、規定に沿った円滑な運営を行っている。

私立学校法が規定する通り、理事会は学校法人の最高意志決定機関であり、各設置校を管理運営する役割を担っている。さらに、理事長は学校法人を代表し、法人の業務を総理している。また、学園長も短期大学部の管理運営業務を分担し、日常の業務執行状況を監督している。あわせて、学園長の業務推進に必要なサポートを行う法人管理部では、法人部門と短期大学部の連携強化や、業務執行及びコンプライアンス体制の強化、諸規定の改訂整備等の内部統制を図り、業務改善への取り組みや管理支援業務等の継続的な取り組みを行っている。

法人及び本学の運営は、私立学校法（以下、「私学法」という）及び関係法令を遵守して適切に行われており、寄附行為及び施行細則、「理事会会議規則」及び「評議員会会議規則」に定める手順に沿って、理事会や評議員会での審議・意見聴取を経て、意志決定が行われている。私学法第 36 条第 2 項で「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めている通り、本学の経営責任は理事会が負っている。

本学園では、寄附行為第 5 条第 1 項の規定によって、理事会の役員として理事 7 名を置くとして定めており、現員数は定数を充足している。役員構成として、評議員会において選任された 3 名の理事のほか、学識経験者として 3 名の外部理事がその職務にあたっている。加えて、私学法第 38 条第 1 項第 1 号に規定されている理事に環太平洋大学の学長が就任している。なお、役員の任期は、寄附行為第 6 条第 1 号に定める同大学学長を除いて 3 年となっている。

理事会の開催状況は、毎年 3 月、5 月、7 月、11 月、12 月に定例で開催しており、施行細則第 3 条第 1 項に定める業務決定の権限として、(1)学園及び学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針、(2)予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項、(3)事業計画、(4)寄附行為の変更、(5)合併及び解散、(6)決算の承認、(7)理事会が行う理事、評議員及び理事長等の選任、(8)学長、学校長の人事、(9)学則、その他理事会の定める諸規則の制定及び変更、(10)前各号に掲げるもののほか、重要又は異例にわたる事項についての審議を行い、私学法及び寄附行為の規定に則って厳正にその職務を遂行している。

また、理事会は、施行細則第 3 条第 1 項に定める理事会の業務決定事項を除き、学園の業務決定の権限を理事長に委任し、理事長は、学校法人を代表して法人の業務を総理するにあたり、学園の業務決定の権限の一部については学長へ、指導・助言に関する事項については学園長に、法人全体の運営に関する業務分掌については、財務担当と人事担当の

専務執行役員にそれぞれ委任して業務を分担する等、高い機能性を有しながら戦略的な意志決定ができる体制となっている。

(b) 課題

理事の構成は適正であり、理事会の管理運営は、それぞれ寄附行為、施行細則、理事会会議規則に基づいて適切に行われている。また、平成 28 年度は定例理事会を 6 回開催しており、実出席率 86%を超える適正な体制下、予算、決算、事業計画及び事業報告等、施行細則に記載された事項について審議を行った。また、理事長、学園長、専務執行役員が業務を分担しており、戦略的な意志決定ができる体制を整備している。

本学の運営・経営は諸規則に基づき適切に行われており、組織倫理は保たれ、経営の規律と誠実性は維持されている。また、法人設置校の管理部門である法人管理部では、学園長の業務推進に必要な情報を集約し、設置校の管理運営状況を推進している。特に、稟議書の事前審査や業務執行計画・予算の進捗管理及び効果分析といった業務執行管理を行いながら、現地視察による状況把握に努め、改善課題に対する対策指導等を行うほか、高校と専門学校間、高校と大学及び短期大学部間、専門学校と大学及び短期大学部間の連携促進と組織横断的な活動も支援する等の継続的な取り組みを行っている。

今後も、本学園は短期大学部の管理運営状況を正確に把握するとともに、短期大学部との情報共有を図り、大学法人の使命・目的の実現に向かって継続的に取り組む。

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

本学の建学の精神及び教育目的の実現へ向けて、法人と本学とが密に連携を図って短期大学の経営課題について協議を行っており、経営の規律と誠実性は十分保たれ、情報公開も公開項目に従って適切に行われている。さらに法人全体の運営に関しては、財務担当と人事担当の専務執行役員を置いて法人業務を分担しており、円滑でスピーディーな意思決定を実践している。

経営と教学の明確な役割分担により、学長が推進する教学運営を、理事長及び学園長、そして専務執行役員が経営面から支えるという体制がとられていることから、経営の透明性と意志決定のプロセスにおいて明確化が図られている。

今後も、設置者と短期大学部がその使命を果たしていくために、管理運営状況の把握と情報共有を図り、大学法人の使命・目的の実現へ継続的に取り組むものとする。

基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ

[基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

(a) 現状

本学の運営組織については、「東京経営短期大学 組織規程」において、学長のリーダーシップの下、学長の諮問機関として教育経営会議を置き、教育や研究、学生指導等の全体方針を審議し、それに基づいて学科教授会で具体的事項を審議している。

他方で、法人設置校の管理運営に関する基本方針や法人の財産・事業・財務計画・人事計画等について権限を有する法人部門と、教育研究に関わる意思決定を行う短期大学との

役割分担と連携体制を明確にしながら、相互の意思疎通を図ることによって、法人各部門が適切に機能を果たしている。

「学校法人創志学園寄附行為 施行細則」の第 7 条には、「学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を総督する」と定められている。また、同細則第 12 条に、「学長の諮問機関として教育経営会議を置く」と定め、教育経営会議を本学の教育・研究に関する重要事項を審議する機関として位置付けている。さらに、「東京経営短期大学 教育経営会議規程」には、教育経営会議は「大学の教育研究の向上に係る基本的な計画に関する事項」、「学則その他教育研究に係る重要な規則に関する事項」、「大学の教育課程編成の方針に関する事項」、「学生の教育・厚生及び補導に関する重要事項」、「学生の入学、卒業等、その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項」、「大学の教育研究等の状況について、本学が行う評価に関する事項」、「その他理事会から付議又は諮問された事項」を審議し、これらの事項について「学長が決定を行うに当たり意見を述べる」と規定して、大学運営において学長がリーダーシップを発揮することを明記している。

教育経営会議の構成メンバーは、学長、副学長、統括委員長、学長補佐、学科長、事務局長からなる。学長は教育経営会議を毎月 1 回以上開催して、短期大学のあるべき姿、学科教育の重点化、教員研修、各コースの魅力打ち出しと学生確保への取り組み等について協議を行い、大学の運営上の課題を構成メンバーと共有することで、経営と教学の戦略目標に対する意思統一とコミュニケーションの円滑化を図っている。

(b) 課題

理事会と大学の相互理解を図る学長の役割が諸規則で整備されており、学長のリーダーシップの下で大学の運営方針等を教職員に伝える仕組みが整えられている。新たな設置法人のもとで、チーム東京経営として一致団結していこうという雰囲気が醸成され、学長のリーダーシップが発揮しやすい体制となっている。本学の意味決定に関わる各組織は適切に機能しており、学長はそれらを活かしてリーダーシップを発揮し、教育研究活動が順調に実行されている。

平成 29 年度からは、新たにこども教育学科が開設する状況下において、本学では、毎年度末に教育活動を総括して次年度へ向けた改善・改革に取り組んでいる。今後は、さらなる学生確保に向けて「中期目標・中期計画」を策定し、学長のリーダーシップの下で構成員がそれぞれの立場で役割を果たし、努力して行くことが課題である。

テーマ 基準Ⅳ・B 学長のリーダーシップの改善計画

学長は教育運営の最高責任者として、教育経営会議ならびに学科教授会や各種委員会の意見を参考にして最終的な判断を下し、教学に関するリーダーシップを適切に発揮している。旧法人とスピードが大分異なるので、自ら変革できずに大学を離れた人材もいる。地域社会に根ざした短期大学として、中長期的な改善計画を策定し推進していく予定である。

基準Ⅳ・C ガバナンス

[基準Ⅳ・C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

(a) 現状

本学園では、「学校法人創志学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）の第 5 条第 1 項の規定によって、理事会の役員として監事 2 名以上を置くとして定めており、特に平成 27 年 7 月からは、従来の監事 2 名体制に加えて常勤の監事を置き、現行 3 名体制で学園全体の監事業務を実施している。なお、監事の任期は 3 年となっている。監事は理事や評議員又は法人の職員を兼ねておらず、また私立学校法第 39 条に定める役員の兼職禁止条項に違反する事実もなく、適正な構成となっている。また、監事の選考については、寄附行為第 7 条に「この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する」と規定されており、監事の独立性は確保されている。

さらに、監事の職務として法人の業務監査及び会計監査を踏まえて監査報告書を作成して理事会及び評議員会で報告することや、役員として理事会に出席して理事の業務執行状況を把握するとともに、評議員会にも出席して意見陳述を行う等、その職責を果たしている。とりわけ 3 名の監事は、平成 28 年度に開催された計 5 回の理事会及び評議員会にすべて出席し、本学園の予算執行及び財務状況に対する指導助言のほか、年間を通じて本学の各会議の議事録や自己点検・評価報告書の内容を踏まえた教学監査も実施し、意見陳述を行っている。

また、監事監査においては、「学校法人創志学園 監事監査規則」及び「平成 28 年度監事監査計画」に基づいて、業務監査では、大学の経営管理、人事管理、教育・研究、学生支援の実施状況を中心に、会計監査では、部署別の事業計画と目的別予算制度、決算の状況、予算編成上の重要項目の達成状況、経費削減への具体的な取組み状況等の項目を重点的に実施した。

平成 28 年 9 月 1 日に実施した実地監査では、業務監査の対象項目ごとに監査視点を定めながら役職者とのヒアリングを実施した。具体的には、(1)建学の精神の共有度・浸透度、(2)教育目的・目標の確立度と 3 ポリシーとの整合性、(3)教育の質保証、(4)自己点検評価の実施体制、(5)組織的学習支援、退学防止の取組み等、(6)事務組織体制、(7)施設設備の活用状況、(8)学生募集活動への強化と公立化への対応等について、監事より次年度に向けた改善につなげる取組みに関する意見が述べられた。

(b) 課題

監事は、短期大学の組織運営、内部統制、教育・研究・学生支援等の業務の有効性と効率性について、また法人の経営管理に係わる各項目について監査を実施し、定期的に業務及び財産状況の妥当性をチェックし、指導助言を行う等の職責を果たしているが、法人設置校が全国の広い範囲にあることから、監査の実効性を高めることが課題であった。

そこで、平成 27 年 7 月より、東日本担当である会計検査院出身者の大塚克慧監事と、西日本担当である弁護士の田邊信好監事に、元衆議院事務局文部科学調査室長の芝新一監事を新たに常勤監事として加えて、教学監査を含めた監査業務を強化した。さらに、平成 29 年 3 月の役員改選にて常勤監事 1 名を含む計 2 名の監事を増員し、学園設置校の監査にあたる体制を整備した。

一方、監事支援業務を担当する法人管理部によって、事業計画や予算に基づいた法人設置校の改善指導・支援や、各種調査報告・届出等を集約し、各監事の監査業務を推進する

ために必要なサポートも綿密に行っている。毎年実施する監事監査のほか、学内で定例開催されている各種会議・委員会の議事録を毎月確認する形で、日常の教育活動についての教学監査を実施している。監事による教学監査のフィードバック内容は、法人管理部長を経由して、大学の教育経営会議に対して報告事項として伝達を行い、その改善状況について各監事への報告を行っている。

[基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

(a) 現状

評議員会は、毎年 3 月、5 月、7 月、11 月、12 月に定例開催し、理事会の諮問機関として、理事会に先立ち寄附行為第 19 条に掲げる事項を審議して意見を述べる役割を担っており、寄附行為及び評議員会会議規則等に基づいて適切に職務を遂行している。寄附行為第 19 条に掲げる(1)予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(2)事業計画、(3)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(4)寄附行為の変更、(5)合併、(6)目的たる事業の成功の不能による解散、(7)寄附金品の募集に関する事項、(8)その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項について、あらかじめ意見を聞く体制となっており、私立学校法及び寄附行為の規定に則って厳正にその職務を遂行している。平成 28 年度は、定例評議員会を 6 回開催し、予算、決算、事業計画及び事業報告等寄附行為に記載された諮問事項について審議し、意見を述べている。

評議員については、寄附行為第 18 条第 2 項の規定により、理事定数の 2 倍を超える 15 名を置くこととなっており、現員数は定数を充足している。その構成は、法人の職員のうちから理事会において選任された者 5 名、法人が設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから理事会において選任された者 2 名、学識経験者のうちから理事会において選任された者 8 名となっている。評議員の任期は 3 年で再任は可能、評議員の欠員に伴う補欠評議員の任期は前任者の残任期間としている。

(b) 課題

法人全体の管理運営に関するチェック体制として、理事会の諮問機関である「評議員会」は、寄附行為及び評議員会会議規則等に基づいて適切に行われ、実出席率は 91%超と高く、適正な体制のもとで運営されている。

[基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

(a) 現状

法人及び短期大学の運営については、私立学校法及び関係法令を遵守して適切に行われており、寄附行為、施行細則、その他諸規程が整備されているほか、理事会会議規則及び評議員会会議規則に定める手順に沿って、理事会や評議員会での審議・意見聴取を経て意思決定を行い、運用面でも適切に機能している。また、短期大学の設置・運営に関連する法令の遵守については、文部科学省からの通達や事務連絡をはじめ、私立大学協会や私学経営研究会等を通じて最新情報を収集して部署内での周知と情報共有を図り、組織的な対

応に努めている。

とりわけ法人管理部では、事業計画や予算編成をはじめとして、短期大学における業務課題と予算執行状況を双方でチェックし、適宜必要な改善や見直しを行うことによって業務達成レベルの向上と計画的な執行管理を行っている。また、設置校管理に係る日常業務を統括するとともに、法人本部と各設置校における業務サポートに重点を置くが、業務執行計画・予算の進捗管理や稟議書の事前審査及び効果分析といった業務執行管理を行いながら、各設置校の運営・行事スケジュールや現地視察による状況把握に努めている。

さらに、改善課題に対する対策指導等を行うほか、高校と専門学校間、高校と短期大学部間、専門学校と短期大学部間の連携促進と組織横断的な活動も支援する等、継続的な取り組みも行っている。監督官庁への許認可申請・届出、変更登記手続きや、学校法人及び設置校に係る諸調査・報告書等の集約、実地調査・監査等への対応、事業計画・事業報告作成支援、理事会・評議員会の運営、公文書管理や押印手続き等に関する業務に加えて、契約書改訂やリーガルチェックによるリスク回避、諸規定類の整備・改訂等の法務業務も分担し、ガバナンスの強化を図っている。

一方、短期大学の業務執行にあつては、稟議書による事前決裁を要件として、「学校法人創志学園 稟議規程」で定めた決裁区分や事務処理手続きに則り、予算制度に基づいて効率的に業務推進を行うため、稟議書の決裁権限を委譲して学内で意思決定する体制を整えている。なお、理事会の承認が必要な案件については、評議員会及び理事会で承認を得た上で、理事長による稟議決裁を行っている。さらに、法令に基づいて行う申請や届出、諸調査、報告については、押印許可申請書を起案し、上長の承認はもとより関係部署の回議を経て、法人管理部で内容の点検を行った上で決裁を受ける仕組みとすることで、複数のチェック機能を持たせている。

また、公印の取り扱いや重要書類の管理については、「学校法人創志学園 公印取扱規程」に則り、保管及び使用している。このように、法人の経営は諸規則に基づいて適切に行われ、組織倫理と規律が保たれている。

(b) 課題

法人と短期大学間の相互チェック機能は、法人管理部が主体となって短期大学の実態把握に努め、組織横断的に情報共有と相互チェックを行うことでその役割を果たしている。特に、各種申請や届出、諸調査・報告を行う際は、短期大学及び法人本部で事前に作成内容の確認を行った上で、書面での決裁を受けて所轄官庁に提出する仕組みを徹底しており、相互チェック体制が機能している。

一方で、法人全体の管理、危機管理という観点から、法人管理部で監督官庁への許認可申請・届出、各種変更登記関係手続きや学校法人・私立学校に係る諸調査・報告書等の作成、実地調査・監査への対応等を行うほか、契約書作成・改訂、更新・解約手続きやリーガルチェックによるリスク回避、社内諸規定類の整備・改訂といった法務業務も分担し、組織としてのガバナンスの強化を図っているところである。

さらに、内部の業務執行体制におけるコンプライアンス強化に向けて、稟議規程に則った正しい運用と押印許可申請の厳格運用を促すため、当該制度の運用趣旨と適正内容への改善点、所属長としてのチェックポイントに関する研修会を実施し、創志学園のルールに

順応していくことが課題である。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

特になし

・ (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

上述のとおり